

第百四十回国会 衆議院 内閣委員会公聴会 議 録 第一 号

平成九年六月三日(火曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 伊藤 忠治君

理事 赤城 徳彦君

理事 熊代 昭彦君

理事 河村 たかし君

理事 金田 誠一君

理事 岩永 峰一君

理事 大村 秀章君

理事 虎島 和夫君

理事 平沢 勝栄君

理事 石井 啓一君

理事 上田 清司君

理事 鈴木 淑夫君

理事 西村 眞悟君

理事 瀬古 由起子君

理事 保坂 展人君

出席公述人

財団法人日本国際交流センター 理事長 山本 正君

芸術文化振興連絡会議事務局 局長 高比良正司君

市民活動を支える制度をつくる会事務局 局長 松原 明君

劇団東演制作者 D・P・I(障害者インクルーシブ)日本会議議長 横川 功君

株式会社電通総研 研究主幹 中西 正司君

株式会社電通総研 研究主幹 伊藤 裕夫君

内閣委員会調査室長 新倉 紀一君

委員外の出席者

委員の異動
六月三日
辞任

補欠選任

石田幸四郎君

鹿野 道彦君

中野 寛成君

辻元 清美君

前田 武志君

上田 勇君

上田 清司君

富田 茂之君

保坂 展人君

奥田 敬和君

本日の公聴会で意見を聞いた案件

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案(河村たかし君外四名提出)

第百三十九回国会衆法第四号

市民活動促進法案(熊代昭彦君外四名提出、第百三十九回国会衆法第一八号)

非常利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出、衆法第一三三号)

○伊藤委員長 これより会議を開きます。

第百三十九回国会、河村たかし君外四名提出、市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案、第百三十九回国会、熊代昭彦君外四名提出、市民活動促進法案及び木島日出夫君外二名提出、非常利団体に対する法人格の付与等に関する法律案の各案について公聴会を開きます。

この際、公述人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

公述人各位におかれましては、御多用中のごとく本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。審査中の各案に対する御意見を拝聴し、審査の参考にいたしたいと存じますので、どうか忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願い申し上げます。

御意見を承る順序といたしましては、山本公述人、高比良公述人、松原公述人、横川公述人、中西公述人、伊藤公述人の順序で、お一人十分程度お述べいただき、その後、委員からの質疑に對してお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、衆議院規則の定めるところによりまして、発言の際は委員長の許可を得ることになっております。また、公述人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきたいと思っております。

それでは、山本公述人からお願いをいたします。

○山本公述人 委員長ありがとうございます。本日はこのような機会を与えていただきまして大変うれしく存じております。発言時間十分ということでございますので、長くならないようにと思っております。実はメモを書き始めましたら、思いのたけを書くこともなくなってしまいました。お手元に行っているメモになってしまいました。参考までに、お許しただければ記録にとめていただければありがたいと存じます。

日本国際交流センターについて一言御説明申し上げますが、これは私が仲間と一緒に一九七〇年につくりました法人でございます。財団法人でございます。外務省の所管でございます。活動内容も、補助金は一切いただいておりません。活動内容は、オビニオンリーダーの政策対話、交流、あるいは海外のシンクタンクの協力による政策研究、NGO、民間財団の国際交流あるいは地方の国際交流といったことをやっております。二十七年になるわけでございますけれども、生きていくのに大変苦労したわけでございます。そういつた立場の人間からいたしますと、この

ような形でNPO法案が各党から議員立法として提出されまして、しかもその過程で多くのNPO関係者、市民の方々と協議を重ねていただきましたことは、これは画期的なことではないかと思うわけでございまして、立法のプロセスあるいは日本の民主主義のあり方からいっても歴史的な出来事かと思うわけでございまして、各政党の議員の皆様は深く敬意を表したいと思っております。

このように私が感じますのも、実は、この私がやっております仕事の中で、NPOあるいは市民活動組織が日本の場合非常に脆弱であるということが、NGOの交流あるいは協力あるいはそのシンクタンクにおける協力といったようなことにつきまして非常に大きな欠陥になっておりまして、世界じゅうのそういったNGO、シンクタンクあるいは財団の協力関係において日本の存在が非常に希薄になっているということでありまして、私なりに大変大きな危機感を持っております。私にいます。これは結局、日本のNPOが育つに当たっていろいろな制約条件があるということからくることだと思っております。

そういった意味では、このたびの市民活動促進法案等の市民の公益活動を促進するための法案は、市民が社会のニーズのために自分たちを組織して活動を展開するということを奨励するものでありまして、日本のNPOの発展のための土台として重要なステップであると確信するものであります。このような現象を、米国のジョンズ・ホプキンス大学のレスター・サラモンは、アソシエーション・レボリューション、連帯革命と言っています。市民たちが集まって、その連帯から生み出される力を通じて、政府の枠組みの外側で公共の目的を追求する民間組織が、それまで政府の手だけにゆだねられていた問題の解決に参加し始めると

いう、世界的な流れを意味するということに言っておるわけでございますけれども、このように市民の発意による非営利、非政府の組織が先進国、途上国を問わず爆発的な伸びを示しているというのが現状だと思うわけでございます。

このような現象の背景につきましては、いろいろありますけれども、簡単に申し上げますと、冷戦後、相互依存が非常に発達しているこの世界の中で、それぞれの国におきまして、それぞれの社会において、政府とか行政あるいは経済の発展だけでは処理し切れないような多くの複雑な問題が生じてきている、その結果、市民の組織する非営利、非政府の組織の活動のスペースが広がっているということだと思っております。

神戸・淡路大震災のときに、多くの市民たち、ボランティアあるいはNPOの方々が神戸に参集したわけでございますけれども、この現象は、既に一九八〇年代から起こっておりまして、ただいま申しましたような市民活動、NPOの活動の流れの一つの結晶であつたというふうに考えてよろしいのではないかと申すわけでございます。ただ、この神戸・淡路大震災の悲惨な状況の中で、日本でいかにこのようなNPOあるいは市民活動を行うことについて多くの制約があるかということが、初めてと申すわけでございまして、それではないかと思っております。

そういうことで、世界じゅうに先ほど申し上げましたようなNPO、市民活動の組織が爆発的な伸びを示している中で、日本のみがそのような素地がまだ十分にできていないということでありまして、外国から見れば、日本が変革を行えない、あるいはいつまでも官僚のみが支配する普通の国ではないかというふうに見られても仕方ないんだと私は感じている次第でございます。

このような状況でございますから、市民活動及びNPOの活動を推進するための法案をぜひ早急にまとめていただき、今国会中に成立させていただくように、議員各位にお願いを申し上げる次第でございます。

既にいろいろ修正の御努力があるわけでございますが、その最終的な法案の修正及び合意に至るプロセスにおいて、これまで申し上げたことに基づきまして、次に項目的に申し上げます点について特に御留意いただければありがたいと思っております。あるいは既に修正が成り立っている、あるいは修正に向かっている部分もあるのかと存じますが、繰り返すことになると思っております。

第一に、NPO法人あるいは市民活動法案の設立の認証をなるべく簡素化して、限りなく準則主義に近づけていただきたいということでございます。私自身、現在、財団法人、民法三十四条の法人の資格を持っているわけでございまして、これも、許認可のプロセスから監督官庁のコントロールが非常に始まるわけでございまして、往々にして、その結果として、官庁が財団法人、民間法人の活動に介入するところがあるわけでございまして、さらに言うならば、そういった認可をとるために、監督官庁の人間を財団法人の中に雇うというか、天下つていただくということが一番手っ取り早いということ、多くの公益法人の中に官僚が入っていることは皆さん御存じのことだと思っております。

第二に、同じようなことでございますけれども、NPO法人の日常の活動においての官庁の監督の要素をなるべく排除し、むしろ法人側がその活動内容について透明性を厳守いたしまして、自己責任、アカウンタビリティを明確にすべきだというふうな考えをわけでございまして、いろいろな手続の要請が、結局、官庁のNPOの活動への介入の原因になるといことは明らかでございます。社員名簿の提出などの規定がある段階の草案に出ておりましたけれども、このような煩雑な手続はぜひ避けていただきたいというのが強い希望でございます。

第三に、NPO法人の活動範囲が一定の地域に限られるようなことのないようお願いいたします。相互依存関係の深まる世界において、

て、地域的な活動はおのずから国際的なつながりを持つておるわけであります。

第四に、今後のNPOの活動がより定着するためには専門性の確立が必要でありまして、そういった意味で、報酬を受け得る社員の数を限定するというようなことはNPOの発展を阻害するものだと考えます。

もちろん、与党三党の法案に税制上の優遇策が盛り込まれていないことについてはNPO関係者の中にも不満があるわけでありますけれども、これについては、とりあえず二年以内に検討するという附帯修正条項を入れるということが検討されているというふうな何とておりまして、それをもつてよしとするべきではないかと私は考えるわけでございます。

もちろん、NPOをめぐる法制的、税制的环境が一朝一夕に完全なものになるとは思わないわけでありまして、とりあえずの法案を通していただければと思うわけでございまして、とりあえずと申しまして、現在修正が考えられております与党三党及び民主党が修正をされている法案は、これまでの問題点の幾つかを相当改善されているわけでありまして、これを中心にさらに御審議いただきまして、できることならば全党一致で今国会中に成立させていただきたいと強く希望するわけでございまして、

なお、この法案をつくるプロセスにおいて、相対的にもNPO関係者の意見を各党が聞いてくださっていることについては、深く感謝を申し上げます。いろいろ直していただきたいことにつきましては、私のメモに書いてあるとおりでございます。

もう一つ申し上げたいのは、この法案の成立が日本の社会システムのある方にとって非常に大きな意味を持つことであると思っております。今後、NPOが一層発展いたしまして、より多くの、日本の将来を担う若い方々を含む多くの市民が活動に参加できるような状況をつくること、日本の社会のあり方自体を変えていくのだと思う

わけであります。

官僚を批判しながらも、肝心なことになると常に行政に頼ってしまうというのが日本の市民の一般的な傾向であるわけでございまして、このような点を変えていかなければ、行政改革を含めて本当の意味での改革が行われたいのではないかと申すわけであります。その意味では、今回の法案作成のプロセスで議員各位の皆さんと議論し、協力してこられた多くのNPO関係者の姿を見ますと、日本の社会を変えようとする非営利革命とでもいうものが着実に起きているのだと思っております。この非営利革命の流れはもはやとめようのないものだと信じますが、この流れを一層強めるために、議員各位のお力をいただきたいと思います。

最後にお願ひでございますが、めでたくこの法案が成立いたしました際には、これだけ一件落着であるというふうな思っていただいたくないということでございます。NPO法案につきましては、申し上げましたとおり、寄附免税等、御検討いただくことがまだ多々あると思っております。私のセンターのように民法三十四条に基づく公益法人のあり方、また特定公益増進法人による免税措置のあり方等につきましても、日本の非営利セクターが抱える多くの問題について引き続き抜本的な改善が必要だと思っております。ぜひ御検討を続けていただければと思っております。

これらにつきまして、国会議員の皆様と行政の皆様と、それから我々NPOの関係者が一緒になつていろいろ御相談し協議し、日本において非営利セクターがより着実な発展を遂げるように御協力させていただきたいと思っております。議員各位の御協力をお願いする次第でございます。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。
次に、高比良公述人にお願ひいたします。
○高比良公述人 芸術文化団体のネットワーク組織であります、PANと通称言っております、事務

局長の高比良でございます。

最初に、芸術文化団体の状況について簡単に御紹介をさせていただきます。

芸術文化団体はNPOかというふうな時々聞かれることがあります。確かに営利事業の団体もあるわけですが、全体的には大半が非営利目的で活動しております。例えばPAN構成で見ても、三千団体中約六割が非営利団体、NPOであります。

また、芸術文化活動も最近では非常に多様化してきております。大きく分けて、舞台創造に携わる芸術団体、あるいはそれを鑑賞する市民組織というのがあるわけですが、最近では鑑賞だけではなくて市民みずから創造、表現活動に参加する、いわゆる市民参加型の文化活動が非常に活発になっております。また、阪神・淡路大震災でも重要な役割を果たしている、心をいやすための音楽家による音楽セラピー、あるいは俳優たちによる演劇ワークショップなど、ボランティア活動も急速に広がっています。また、森繁久弥さんが代表の日本俳優連合でも、ボランティア委員会などを設置して市民活動への参加を始めております。

こうした活動を私たちは市民文化活動というふうに総称しております。PANの構成団体でも市民文化団体が最も多く、こうした団体の多くは、地方自治体などと協力して地域振興や町づくりといったものと深く結びついて活動を展開しております。それだけに、芸術文化活動は今後ますますNPOの重要な一翼を担っていくというふうに考えているわけですね。

さて、今回の法案についての芸術文化団体の受けとめ方についてですが、法案成立への切実な期待は他の市民団体と全く同じ気持ちです。PANの構成団体の五割が任意団体で活動しており、社会的人格を持つことへの希望は大変強いものがあります。

また、私たちは特定の法案だけを支持する立場をとらないでしました。それは、議員立法として画期的な三つの法案が提出されているので、少し

でもよいところを取り入れていただきたいと願ってきたからです。

特に、与党案、新進党案は特別法なわけですから、一定の制約はやむを得ないということをよく理解しております。その前提の上に立つて、私たちは与党案、新進党案に修正の要望をしてみました。新進党案は修正の御回答をいただいたわけですが、与党案は現時点では困難であるというふうに聞いております。私たちは最後の最後まで要望を続けたいというふうに思っておりますし、今国会でもぜひその可能性を探っていただきたいというふうに考えております。

与党案への修正要望内容は三点であります。私たちの要望は、去る四月十五日、芸術文化、福祉、労働団体等との共同提案にすべて集約されております。これは、昨年同じ趣旨で国会請願をしており、その際、全国会議員の七五%、五百四十名に上る議員に賛同していただいて、紹介議員になつていただいた内容でもあります。

その第一は、定義における不特定多数の利益の増進についてであります。これは、新進党案の市民公益の概念についても同じ要望を出しております。私たちNPOが社会的な公共の利益のために活動するというのは当然のことです。一般的な公益活動を否定するというわけではありません。問題は、その解釈にあるというふうに考えております。

これまで、不特定多数の利益は、多くの場合、行政の公益判断として使われてきました。その中で、特に会員制の団体は不特定多数ではないとして、公的支援が受けにくかったり、あるいは施設の利用料金が割高になったりと、大きな障害となつてきました。

芸術文化活動は、一定の財政基盤を必要とするため、どうしても会員制をとる工夫をしてきたわけですね。特に舞台芸術は、テレビや映画と違って、限られた対象で成り立つ特定性に特徴があります。しかし、この場合でも、だれでも自由に参加できる形態はすべて保障しているわけですね。アメリカのNPOにおける公益概念の、対象となる

クラスを差別化しないという考え方は、私たちにとつて大変わかりやすい考え方だと思っております。

そこで、不特定多数の利益によって著しく対象が狭められることのないように、従来の公益概念ではなく、新しい考え方で柔軟な解釈をしていたきたいというのが第一点であります。

第二点は、税制上の措置についてです。これは要望の中でも最も切実な内容だと考えております。

与党案の税制措置は、人格なき社団並みとなっております。私たちも、この間、四十七すべての都道府県で、他の市民団体にも呼びかけてフォーラムを開催してまいりました。税制優遇を望む声はとても大きいです。税制優遇がないのなら、任意団体のままでやるか、あるいは、国際活動をしている団体は、アメリカNPOの税制優遇指定五〇(一)を取得するしかないのではないかといった悩みも出されています。現に、もう待てないからと、五〇(一)を取得した芸術団体も既にあります。

特に、芸術文化活動は、すべて収益事業の興行業というものにくくられてしまうという厳しい現実を抱えております。例えば、子供たちは、学校や地域で、年間一千万人を超える舞台鑑賞をしております。文化はぜいたくとしてつくられたあの入場料でさえ、教育的な非営利活動には非課税や免税措置がとられてきました。このような歴史的な経過を見ても、今後、法人税法のあり方を含めた税制の検討はどうしても必要ではないかと考えております。

もちろん、税制優遇は、単に税金を安くまけさせるという問題ではない、これは当然のことです。寄附税制の優遇をとってみても、市民が市民活動を支えるシステムづくりの一つであり、第三セクターとしてのNPOを確立する上でのかなめであると考えております。

これは、芸術文化団体だけではなく、NPO全体の共通の願いではないでしょうか。NGO、社

会教育団体、日本青年会議所、こういった団体も同様の要望書を国会に出しており、社会的責任を担っている団体であればあるほど、税制はどうしても避けられない最重点のテーマです。

税制優遇の具体的内容は今後の議論として、せめて、附則に明記し、法制定後の検討の道筋を明確にしたいということに切に願っております。

第三点は、民間非営利法人一般法についてです。

今回の法案づくりの議論に参加してきて思うことは、特別法としての制約や限界を解決していく上では、今後、非営利法人一般法を展望していく必要があるのではないかと考えています。

本特別法が成立したとして、民法改正を踏まえた非営利法人一般法について、今後、総合的に検討していくことを何らかの形で確認していただくことを切に要望して、私の発言を終わります。(拍手)

○伊藤委員長 どうもありがとうございます。次に、松原公述人にもお願いいたします。

○松原公述人 ただいま御指名いただきました松原でございます。市民活動を支える制度をつくる会の事務局局長を務めていただいております。本日は、日本の市民活動の未来を大きく左右するであろう、いわゆるNPO法案の国会審議におきまして、私見を述べさせていただきます機会をお与えいただきましたことを、まずお礼申し上げます。

市民活動を支える制度をつくる会は、一九九四年に設立されました。NPO法案をつくることを国会に働きかけるためのプロジェクト団体とも言えるものです。会の呼び名が長いもので、私たちは通常、短くシーズと呼んでおりますが、きょうの意見陳述でもシーズという通称で通させていただきます。

さて、シーズには、現在、国際協力、福祉、環境、人権、町づくり、市民活動の支援などといった多様な分野の市民活動団体が、約百二十団体加

盟しています。

シーズでは、三つの目標を立てています。今、お手元にピンク色をしたリーフレットが配られていると思いますが、その中に三つの目標とありまして、一、市民活動団体が、一定の要件を満たせば簡単に法人格が取得できるようにすること、二、市民活動を推進するような税制を整備すること、三、市民活動団体の活動情報が公開されるような仕組みをつくることの三つの制度を実現することです。

シーズでは、この目標のもとに、数多くの市民活動団体、国会議員の方々、行政関係者、研究者などと検討や学習会、公開討論会を重ねてまいりました。また、一九九五年には、独自の市民活動推進法試案を作成し、議員の方々に提出したほか、各政党の立法の進捗状況に応じて、幾たびか要望書を出させていたまいりました。

本日は、そのような活動を踏まえ、シーズの加盟団体の意見及びシーズに寄せられた多数の要望をもとに、意見を述べてさせていただきます。

まず、各党の法案に関する意見を述べる前に、この法案の審議に至るまでのことについて、一言述べさせていただきます。

この法案は、議員立法ということで、自由民主党、社会民主党、新党さきがけの与党三党及び新進党、日本共産党のそれぞれの法案を提出された担当議員の方々、また、与党三党案に対して修正を行われた民主党の担当議員の方々に、その立法に対する御努力に対し、とりわけ、市民活動団体とのたび重なる討論会に御参加いただき、法案をよりよいものにするために御尽力いただき、また、深い感謝と敬意を表したいと存じます。

さて、各党の法案に関しましては、私は、与党三党と民主党との間で合意されました市民活動促進法案の修正案の今国会での成立を強く希望する立場から、意見陳述をさせていただきますと存じます。

現在、法人格がないために、多くの市民活動団

体は、その発展がおぼつかないという状態で日々の活動を送っています。海外で活動する国際協力

の団体は、日本での法人格がないため、海外での活動を制限されたり、事務所を開設できないという状況があります。福祉、環境や町づくりに取り組み団体は、行政や企業と事業契約を結ぶうとしても結べないことがしばしば起こっており、また、職員を雇ったとしても、身分が不安定になり、優秀な職員がなかなか育たないという問題も起こっています。ナショナルトラスト運動を行う団体では、土地や建物が個人所有になるために、確実な環境保全ができないという問題も聞いております。

これらの問題を一刻も早く解決し、市民が生き生きと市民活動ができる条件を整えるには、法人制度の創設は急務であると考えております。

この点からして、与党三党と民主党による修正案、新進党案、日本共産党案の三案を比べるときに、速やかに成立に向かえること、対象となる団体の幅の広さ、基準のより明確さなどといういろいろな点を勘案するに、与党三党と民主党との修正案が一番よいと考える次第です。

とりわけ、対象の幅の広さという点では、新進黨案にありま地域基盤という要件のもとでは、全国規模や海外活動が主となるような団体ではその制度を十分利用できず、大きな問題ではないかと考えております。

もちろん、与党三党と民主党の案がベストな案とまでは言っておりません。しかし、市民活動の基盤整備への第一歩としては評価できる内容となつていて考えております。

税制の優遇措置に関して言えば、市民活動団体の財政的な自立を行う上で、その整備はぜひ急いでいただきたいところで、その整備はぜひ急いでいただく新しい仕組みとしての市民活動にとって是不可欠のものです。しかし、今日の特定公益増進法人制度は、監督も厳しく、また、行政からの指導基準も不透明です。より市民が気軽に市民活

動に参加し、支え合えるような新しい税制の仕組みを、ぜひ、きちんと検討し、つくり上げていただきたい。

その点からも、与党三党と民主党との修正合意にあつたように、二年程度の検討期間はやむを得ないのではないかと考えております。ただし、よい案ができれば、二年という期間にこだわらず、ぜひ前倒しして検討し、また実施していただきたいと存じています。

現在、与党三党と民主党の修正合意にあります市民活動促進法案には、問題がまだあることも十分に承知しております。シーズとしましては、法人格の付与は準則主義で行われるべきであると考えております。また、活動分野の限定はふさわしくないと考えております。行政が市民活動を監督する必要もないというのが私たちの見解です。

しかし、この問題を解決するには、より根源的な、民法三十四条の改正という問題に取り組む必要があると考えております。市民活動を制限しないようによりよい法整備を続けるという点から、ぜひとも民法三十四条の改正という課題にも、法律成立後は速やかに取り組んでいただきたいと存じます。また、公益法人税制全体の見直しも不可欠かと考えております。それが今後の時代の大きな要請であると考えております。

市民活動促進法案の今国会での成立を強く望む声は、北は北海道から南は沖縄まで、全国各地から毎日のようにシーズへと届けられています。お手元へお配りした「緊急アピール」への署名は、既に昨日六百人を超えました。多くは法人格を持たない市民活動団体のスタッフや代表者から届けられたものです。それらの声をぜひとも聞き入れ、今国会での法案の成立をいまだ強く希望したいと存じます。

また、新進黨、日本共産党の議員の方々におかれましては、ぜひとも市民活動を一歩進めるために、この法案の成立のために御協力いただきたいと存じています。

そのようなお願いをいたしまして、私の発言を

終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○伊藤委員長 どうもありがとうございます。

次に、横川公述人をお願いいたします。

○横川公述人 私、今御紹介いただきました横川と申します。私は、劇団東演というところで日々演劇をつくっております。そういう立場から、我々の希望を申し述べたいというふうに思っています。

私、劇団に入りまして約三十年間、この仕事をやってまいりました。ここ数年のいわゆるNPPO法案のいろいろな盛り上がりに関しては、正直申し上げて、八〇年代の終わりのころから僕らもこれに接したときから、多分これは二十一世紀に入っても実現しないだろう、五十年たっても、少なくとも僕が仕事をやっている間は多分実現しない、それほど僕らにとっては画期的な概念だったわけですね。

と申し上げるのは、僕、三十年間この劇団で制作、プロデュースの仕事をやってきました、日々いろいろな矛盾に突き当たっています。僕らの劇団は有限会社なんです。有限会社としての、営利法人としての存在でしか要するに法人格は得られないというこの日本の現状の中で、多くの劇団は、三十年、五十年、営々として今でも芝居をつくり続けているわけですね。それですから、営利法人として芝居を続けているというこの矛盾、と申し上げるのは、果たしてこれは営利なのかという矛盾にいつも突き当たっています。ですから、僕らにとっては、この営利法人から何とか脱却して、NPPOというこの概念でもってくれないうかというふうなふうに思っています。これは日本の今までの常識では、二十一世紀になっても無理だろうというふうなふうに思っていたんですが、ここ数年の大きな、市民の方々の、あるいはきょう御出席の議員の皆さんのいろいろな御努力でもってここまで盛り上がったということに関しては、僕の不明を恥じるとともに、皆さんの努力に対しては、本

当に率直に感謝といましようか、敬意を表したいというふうに思っています。

ですから、僕もあと十年、二十年仕事をやっていくわけですから、なおさら僕らが思っているようなNPO法案になつてほしい、ぜひそういうふうにしてこの文化というものを二十一世紀に渡していきたいという切なる願いをもとに、いろいろな法案を読ませていただきました。

つまり、これは今までであつたいわゆる公益という、あるいは営利という、明治以来百何十年にわたる概念を根底から、新しい概念を持ち込むわけですから、このことが、二十一世紀に活躍するいろいろな若者たちが、あるいは市民活動、芸術活動、文化活動をやられるいろいろな方々が、本當に二十世紀が終わろうとしている今の瞬間に、ああ、いい法案をつくってくれた、我々とはとてもやりやすくなった、これこそが日本の文化というもの草の根的に押し上げていく大変な基礎になったというふうに思われるような、そういう法案にぜひしていただきたいというふうに思っております。

私の劇団では、年間の経費そのものの、売り上げそのものは約二億何千万あるんですね。ですから、通常の有限会社としては多分多い方だと思えます。しかし、これはあくまでも通過していった金額であつて、営利法人としての責任はほとんど果たしていないですね。果たしていないといましようか、もちろん納税はします、当然我々は義務があるわけですから。ただ、ここにかかつてある経費そのものというのが、仮に二億何千万入ったら二億何千万そっくり出ていく、ある年になると、何千万も赤字になるんですね。

それはなぜかといふと、我々、芸術文化といひましようか、お芝居をつくっているのは、ある意味では付加価値といひましようか、コップをつくったり物をつくって、見えるものをつくってそれを販売して、余ったそれをたき売って何とかその年度ある意味ではつじつまを合わせようといふことができないんですよ。僕ら、芝居を

やつた瞬間から消えていくんですね。ですから、在庫というのはないんですよ。

ですから、経費が物すごくかかると同時に、約八十人ぐらいの劇団員がいますが、この劇団員たち、あるいはかかわるスタッフを含めて、なぜもっているかといひますと、彼らの、もちろん僕らもそうだけれども、人件費を抑制して、多分信じられないと思ひますけれども、世の中の半分以下の収入でもってそれを補てんしているんですね。

ですから、そういう彼らの情熱でもって今の日本の文化芸術が存在しているといふことをぜひ記憶にとどめていただきたいというふうに思ひます。

それで、今回のNPOの法案に関しては、二つほど申し上げます。

これは僕らも大先輩も含めて、何十年もこういう形でやってきました。ですから、非常な熱い思いで見ているんですね。ですから、ある意味では妥協的にある法案を成立させて、現実的にそれを順々に直していけばいいじゃないかというふうな思いはほとんどないんです。いわば理想に近い形でぜひつくっていただきたいというふうに思ひます。

というのは、我々は、各団体は、一番の命というのには自主性なんです。自主独立といひましようか、自主性をどこまでこの法案が貫かれていくかというところに一つの大きな僕らにとつての尺度があるんです。細かいことは申し上げません。そのことに照らしてぜひこの法案をつくっていただきたいというふうに思ひます。ですから、限りなく準則主義を貫いていただきたいといふことです。

それともう一つは、このNPO法案と絶対に離してはならないのがやはり税制の問題なんです。税制と一体になって初めてNPOという法案が生きてくるというふうに思ひます。

先ほど高比良さんもおっしゃってましたけれども、私たちは、税金をまけてくれとか、払いた

くないとか、安くしてくれとか、そんなことを言っているんじゃないんですね。文化そのものを日本の国の中でどこにきちっと位置づけるかといふ、そのことからすると、僕らは税制というものはこのNPO法案とは全く一体のものであつて、これを別々に考えたり、あるいはそのうちといふふうなことでは絶対にならないことを、僕らのいろいろな仲間の見解でもありますので、そのことは強く申し述べたいというふうに思ひます。

ですから、これはある法案ができて、それが逆差別といひましようか、いや、うちはNPOの法人格は要らない、あるいはこのままでやっていくといふようなところに対して、決して差別的な対応がないような、現実的には、僕はたくさん見てきていますけれども、このままでは多分出てくるだろうというふうに思ひます。ですから、そういう差別的な対応がないような法案になつていないといひません。

ですから、先ほど申し上げましたように、自主性をどこまで貫けるかといふことと、税制の問題と、それと今申し上げましたような、だれにでも門戸を開くような、そういう柱となつた法案にぜひ、これも超党派で、それは何対何で可決、多数決で決まりましたというふうな性格じゃないと思ひます。これはやはり超党派で、皆さんのお力です。二十一世紀に大変な貴重な贈り物ができますように、皆さんの英知と寛容でもってぜひ成立させていただきたいと思ひます。

最後に申し上げますが、先ほど申し上げましたように、本當に僕らにとつてこれが力になるような法案になつてほしい。そうでなかつた場合には、我々五十年も辛抱してきたのです、ここで三ヶ月、半年、一年でも辛抱できないわけはないですね。ですから、きちっとしたものが超党派でできるような形をぜひ皆さんで積極的の御討議いただいて、そういう案をつくっていただきたいといひましようか、そういう案がございまして、

以上です。(拍手)
○伊藤委員長 どうもありがとうございます。

次に、中西公述人にお願いいたします。
○中西公述人 御紹介いただきました、DPI、障害者インターナショナル日本会議の議長をやっております中西と申します。

このたび、与党三党、新進党、共産党各党の御努力により、市民活動に法人格を与えるための法案が議員立法という形で審議されることを感謝しております。我々、法人格を取れるという法案ができることを心待ちにしております。

私もDPI日本会議というのには、権利擁護活動、それから介助サービス等を提供する自立生活センターなど、障害当事者によって運営される福祉関連の任意団体を中心に組織されております。そして、全国二万人の会員を擁しております。そして、このDPI日本会議の中で、私は今、自立生活センター、ヒューマンケア協会というのを運営しております。そして十年になります。

この自立生活センターというのは、当事者自身が運営の担い手になる、これまでの福祉サービスは我々はサービスの受け手でしかなかったわけですから、我々自身がサービスの提供者になるという形で福祉の革命を起こしているというふうに我々は考えております。

この中では運営規約を設けて、運営委員の五％は障害者であることとか、サービスの実施、提供責任者は障害者であることといふような規約も設けております。そして、我々自身がサービスの実施主体となるという意味で、ピアカウンセリングという障害者自身の行うカウンセリングとか自立生活プログラムとか、そして有料の介助サービスを提供して提供しております。

我々の組織の中では、年間に二万時間から五万時間、介助サービスを市民に対して提供して、二十四時間の介助サービスを老人、障害者に提供しております。現在、全国に七十九所の自立生活センターがありまして、福祉の中で非常に大きな担い手となりつつあります。

そして、こういうような事業が最近、国の方でも認められ、昨年から障害者生活支援事業とい

うことで、私もヒューマンケア協会も八王子市からの委託を受けまして事業が展開できるようになっております。我々は今のところ無認可団体でありますけれども、行政委託ができるようなことが今現実には起こりつつあるわけです。そういう意味では、国の中の制度も日々変わっていくわけですね。現実には我々のサービスマンが必要であれば、そのサービスマンに委託をおろしていくという形ができるという意味では、もう現実の方はNPO法案より先に行っているという現状があると思います。

そういうふうな現状をより先に進めていく、そして、我々が今必要としていることは福祉の自由化ということです。

今まで、社会福祉法人を取らなければ福祉サービスマン提供できないという時代が続いてきました。我々は、社会福祉法人を取らなくても福祉の担い手になっていく。

そういうことをなぜ望むかというと、我々自身が、これまでの療養施設や、そして授産施設、福祉ホームなどという障害者だけ選別された場所であつたことを望んでいないからです。そして、そういうような、地域で暮らしたいという障害者の希望をかなえていくサービスマンとして、我々自身でサービスマンの担い手となつてそういうサービスマン地域につくり上げていく。その活動を十年間におたつて続けてきた結果、今ようやく地域の中で我々の活動が認められるようになり、そして福祉の中のサービスマンの一つの位置づけが得られてきたわけです。

そういうふうな活動がどんどん広がってきてますと、これまでの、社会福祉法人を取らないと委託が受けられないというシステムが変わつてきます。そうすると、地域の中でどちらがいいサービスマンかという選択が残されるわけです。我々の方がいいサービスマンをしていけば、社会福祉法人格を持たなくてもそこに委託がおりていくということになれば、今までのように五億円なければ社会福祉法人が取れないということで大きなハードルを

設けられ、我々はそのハードルを越えられなくてそういう大きな制度の中でつぶされてきたわけですね。けれども、そういう道が開かれてくる。そういうふうになってくると、福祉はいかにいいサービスマンを提供するかが判定基準になってくるということ、競争の社会になってくるわけです。我々は、そういうふうな状況になることを望んでいます。

そのためには、NPO法案が通りまして、我々自身が社会の中の一つの位置づけを持つ必要があります。我々は、まだ社会的には無認可団体です。いろいろな制約を持っています。例えば私の事務所でも、電話の加入一つするに個人名でなければ名義登録ができないわけです。ヒューマンケア協会という名前ではとれません。それから、コピー機のリース契約をするときにも我々は同じ問題に直面します。車の所有や保険に加入するときも会長の個人名で加入して、会長の車が何台にもなつてくるという事態を迎えているわけです。事務所の賃貸契約についても同じことが言えます。銀行の口座を開く場合も我々は個人の名前でなければ開けない。

こういうような大きな制約を設けられまして、我々は一体、会として存続しているのに、認められていないのか。一々会長の判こをもらわなければ何も仕事が進まないという事態が今進行して、一番困っているわけです。

そして、行政に対して我々が陳情書や要望書を出す場合でも、これは個人として扱われます。ヒューマンケア協会の角印を押しても、そんなものは要らないのです。個人の判こだけで結構です。要望していることは認められているのかということすら不安になるわけです。

こういうような意味で、法人格がないために、我々自身の実態とは別に、この団体の認知がされていない。そして、これを認めていただくことにより我々は社会的な信用がついて、今後行政からの委託がより容易にとりやすくなる。そして、民

間財団等の給付についても我々がとりやすくなるということによって、社会福祉法人と対等な関係で、福祉サービスマンの市場の中で我々はやっていく道が開けると思っています。

そして、日本全体の社会福祉の将来を考えると、今、一方の極に行政のホームヘルプサービスマンとか行政の施設のサービスマン等があります。そして、こういうサービスマンは安定しています。けれども、障害の等級差別、一、二級でなければホームヘルプサービスマンを受けられないというような差別、そして六十五歳以上でなければ高齢者のサービスマンを受けられないというような差別、こういう規制があります。行政はどうしても、サービスマンを提供するときに規制を設ける以外にしようがない。これは我々も納得できるわけです。

そうすると、行政のサービスマンが一つの極にあり、そして反対の極には、今、民間の企業による、営利による福祉サービスマンが提供されようとしています。そうすると、このサービスマンについては、よいサービスマン中にもありますけれども、やはり営利に基づかなければサービスマンが提供できないという企業論理があります。そうすると、お金のない者にとっては企業のサービスマンは使いつらいという問題が起こるわけです。

そこで、民間の非営利団体というのがどうして、その中間地帯、大きな中間地帯を占めるわけですね。けれども、そこに必要になるわけですね。行政の六十五歳以上とか障害等級とかいう規制に漏れた人たちは、その人たちは非営利民間団体でなければ扱えません。そしてまた、お金がなく企業のサービスマンを買えない人たちにとっては、非営利の民間団体のサービスマンしか残しません。

そういう意味で、今まで日本社会は、企業かまたは行政のサービスマンか、その二者択一しか許されなかった社会だと思えます。真ん中の大きな中間地帯を占める市民活動の舞台、そこを社会的にやはり認めていくべきでしょう。そして、この三つのセクターが機能してこそ、初めて日本の市民社会というのが機能していくのだと思います。我々

は、その先駆けを今やっているのだと思います。市民活動というのはまだ認められていませんけれども、これが社会の中で位置づけられる、そして、行政のセクターと企業のセクターと並ぶような大きなセクターとして社会の中で位置づけられ、そして我々が市民権を持っていける、こういう社会を我々は望んでいるわけです。そのためにこの市民活動法案が成立されることを我々は切望しております。

そして、今提案されている案について最後に申し述べたいと思います。

与党案に関しては、準則主義というのがとれませんが、認定という形になりましたけれども、おおむね今納得できる水準のものになってきているというふうに思います。特に与党三党と民主党との共同修正案を高く評価しておりますので、今国会でぜひとも成立させていたいただきたいと思えます。

なお、税制の優遇措置に関しては、我々としても早急に対策を練っていただきたい。これがやはりこの法案の法案たるゆえんであらうと思えます。単に名目だけの法人格ならば、我々も取つても取らなくてもいいやというのが現状であります。というのは、やはり、行政委託というのが我々の実力によってとることができると時代を迎えてきたという意味では、今後、我々の事業が一億四、五億円という大きな規模になってきたときに、やはり税金との問題が大きなネックとなつてくるでしょうから、その時期をにらんで、我々は税制の優遇措置を早急につくっていただきたいというふうに思っております。

また、準則主義については、やはり民法の三十四条を改正する方向を今後議員の皆様にも考えていっていただきたい。やはり我々は、規制がない法人を望んでおります。我々は、自分たちの必要に応じて、当事者のニーズに応じてこういう団体を運営してきたわけですね、それが社会的に今後規制されていくという道を歩みたくないと思えます。

そして、新進黨案については、税制の優遇措置

を明文化されておりました。我々もこれには感謝しております。ただ、社員の過半数が主たる事務所の所在地の都道府県の区域に住所を置くことという条文が大きな障害となっております。DPI、障害者インターナショナル日本会議におきましては、我々は全国二百団体の統合体でございますので、この主たる事務所を置くということが、我々の常任委員は全国に散らばっております。その常任委員が一地域に住むということは今後もございませんで、我々の団体自体は除外されることになると思います。そういう面でも、早急にこの条文について修正をお願いしたいと思います。

また……

○伊藤委員長 失礼でございますが、時間が一人十分ずつで事前をお願いをいたしております。後でまた質疑の中でも深めることが十分できると思いますので、割り当ての時間内で御配慮いただきますようお願いいたします。

○中西公述人 それでは、我々、そういうような内容で今後の御修正をお願いしたいと思っております。議員の皆様様の今後の御検討をよろしくお願いいたします。長くなりまして失礼いたしました。(拍手)

○伊藤委員長 どうもありがとうございます。

次に、伊藤公述人をお願いいたします。

○伊藤公述人 御紹介いただきました伊藤でございます。本日は、この公聴会にお呼びいただきまして、ありがとうございます。

私は、民間シンクタンクでこの数年、国内、海外のNPOに関しまして調査を行ったりしている立場でございます。また、個人的にも、NPO推進フォーラムというNPOの活動をサポートする団体の運営委員をやっております。そういった立場から、社会政策との絡みの中からNPOに関する意見を述べさせていただきたいと思っております。

NPOへの関心というものがこの数年、日本においても盛んになってきているわけですが、実は、非営利組織に対する関心は、世界的にもう

既に二十年ほど前から議論されている問題じやないかと思うわけです。それには、大きく二つの要因があったと思います。

一つは、外的な要因でございます。

いわゆる福祉国家の危機と言われている背景の中で、NPOへの関心が高まってきていると考えられております。ちなみに、福祉国家の危機というのは、一九八〇年のOECDのバリ会議のときのテーマでございます。すなわち、このとき、一九七〇年代を通じて低成長、また、それをまた財政危機の中で、あるいは社会問題自体がグローバル化していく、さまざまな形で拡大していく中において、これから先の国家の運営の中でどのような方針があるか。その中で出されたものが今日まで続いております。例えば、民営化、規制緩和、あるいは分権化、そしてNPO、NGOの参加といった問題じやなかったかと思うわけです。また、第二の問題として、内的な要因もございます。

これは、市民社会自体がこの二十年を通じて非常に成熟化してきた、そして市民自身の能力というものが市民社会の中に確立してきたということじやないかと思うわけです。具体的には、ボランティアといえます。自主的の社会参加活動といううな言葉が、既に一九八三年度の国民生活審議会の総合政策部会の報告書の中で登場しております。また、八〇年代を通じて市民運動自体も、それまでの反対あるいは要求を中心とした運動から、提案あるいは自主事業を行っていく活動に変化してきております。また、九〇年前後からは、企業の社会貢献といった動きもあり、経団連にそういった委員会ができる、こういった動きがございます。

このようにNPOへの関心というものは、外的にも内的にもさまざまな形で、この二十年の間、徐々に積み重ねられてきて今日に至っております。それらが求められているものは、一言で言うならば、新しい社会システムというものを考えていく、そのようなものとしてNPOというものがあ

るのじやないかと考えております。すなわち、官民の役割分担を再編成していく、あるいは自由な市民活動を保障することによって新しい社会のエネルギーを生み出していく、このような大きな展望の中です。NPOというものを考えておきたいと思うわけです。

このような背景があるゆえにこそ、今回におきまして、NPOの法人化に関する議員立法が、しかも三党から出されていった、このように大きく評価したいと思っております。

以上のような観点に立ちますと、いわゆるNPO法案に対して期待されることは、大きく二つあるのじやないかと思っております。

第一点は、社会システムの変革の展望がきちんと示されているかどうか。

具体的には、今国会でも議論されております一連の改革法案との連携性というのがあるかどうか。行政改革、規制緩和、地方分権、情報公開といった一連の改革法案とのつながりというものが明示されていることが必要じやないだろうか。そして、具体的にはそれは法案の中におきましては、いわゆる許認可制度とか、あるいは官制官庁制度といった、これまでの公益法人を縛っていたシステムに対して違った取り組みがなされているかどうか。また、非営利活動の枠というものを余り限定的ではなく、より広い形で認めていく、多様な人々の価値観というものが反映できるようなものにしていく、こういった要素があるかどうか。

また、複雑な民法特別法というものが今現在あるわけでございますけれども、こういったものがきちんと今後整理されていく方向にあるかどうか。このような社会システムの変革の展望が示されているかどうかが第一点。

第二点といたしまして、こうした形で今後生まれてくる非営利市民活動がきちんと社会の中で自律していきけるかどうか。いわゆる補助金漬けになつていくのではなく、社会の中でそれ自体がみずからを再生産していくようなシステムかどうか。

のか。具体的には、単にボランティアという形ではなく、ボランティアを超えた形でいくこと、すなわち有償スタッフがきちんと保障されていくということが必要だと思います。すなわち、価値を実現するための新しい職業集団をつくっていく、そのようなことが保障されているかどうか。

また、自主的な財源を確保するための仕組みが考えられているかどうか。収益事業を行うこと、あるいは寄附税制によって社会からさまざまな支援を集めていくだけのシステムがあるかどうか。

また、三番目には、NPOを支援するNPOといたしまして、NPOの中において分業体制がつけられ、そして非営利組織をさらに財政面、人材面、さまざまな面で支えていく、このような社会とNPOをつなぐような、インターメディアリーと言われているかもしれませんが、そのような仲介団体というものが育っていく、そのような可能性を含み得るかどうか。

以上のような点がNPO法案にきちんと盛り込まれているかどうかということが大きなメルクマールになるかと考えております。

そういった視点から見ると、今回の法案に関しては、私自身はまだ不備な点が多いのじやないかと思っております。

私自身、原則としてはNPOに関する法人法は絶対に必要であり、早急につくるべきであるという立場であります。しかし、現在上程されている案を見れば、例えば与党案に関しましては、一つは、十一項目の列挙、これはどうしても、その十一項目というものを具体的に列挙することによって行政の恣意性というものがそこには反映されてくるのじやないだろうか。それから、社員の二分の一ですか、三分の一以下でしか有償でなければいけないという形で、これは職業という問題から見ると非常に問題じやないかと思

います。ほかに社員名簿等々の問題がございます。新進黨案に関しましては、先ほど来出ております地域性といいますが、社員の過半数、あるいは役員は三分の二以上が同一地域に住むというこ

と、これはかなり全国的な組織、あるいは先ほど言いましたインターメディアリーといった、NPOを支えるためのNPOをつくっていくにおいて、非常に問題が多いのじやないかと思っております。

共産党案に關しましては比較的問題点は少ないと私は見ておりますが、しかし、既存の公益法人制度との関係性というものが今後どのようになっていくかということが非常によくわからないという気がしております。

そのような問題点を含んでおり、こういった問題点を今後ぜひ討論の上、修正していただきたい。そして、先ほど申し上げましたNPO法に期待されております社会システムの変革の展望、それから非営利団体、非営利活動というものが自律的に社会でみずからを再生産していくための仕組み、こういったものを作るべく盛り込めるような形で考えていただきたいと思います。

また、今回の法案が何らかの形の修正をとり成立した後も、この法案を育て、より有効にしていくための問題、特に二年後の見直しに向けてのさまざまな問題、これには大きく税制の問題と、それから民法を含めた既存の公益法人制度の問題がございまして、こういったものに対しても十分な目配りを含んだ検討をお願いしたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○伊藤委員長 どうもありがとうございます。以上で御意見の開陳は終わりました。

○伊藤委員長 これより公述人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。菅義偉君。

○菅義偉委員 私は、自由民主党の菅でございます。公述人の皆様方には、大変お忙しい中、また、今NPO法案に対して貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

私は、財団法人日本国際交流センターの山本理事長に質問をしたいと思っております。

理事長の先ほどのお話の中にもありましたように、我が国のNPOは、アメリカとかヨーロッパとか、先進諸国と比較した場合著しく立ちおくれしている、この事実を否定できないと思っております。しかし、これからは、官民と並ぶ第三の組織でありますNPOによる市民活動を活発にしていこうことが我が国の民主主義にとっても極めて重要なことであります。

そうした中で、理事長は、みずからの体験に基づいて、国際的視野に立っていろいろとその必要性について意見を述べておられましたけれども、その中で、留意すべき点として四点を実は挙げておられました。その中から数点お尋ねをしたいと思います。

まず第一に、その設立の認証は簡素化し、限りなく準則主義にすべきである、そうしないと法人が官庁の下請になってしまうおそれがあるということとあります。

今回のこの与党案でありますけれども、確かに十一の活動分野を掲げていますが、今日までの委員会の議論の中では、この活動分野に対してもかなり緩やかなものである、さらにまた、一定の条件さえ整っておれば四カ月以内に認可がおりるといふ、まさに認証式をとっておるわけでありまして、

この与党案の方式によって市民活動の持つ自由さや自発性を損なうものではない、私はこのように考えておるものでありますけれども、理事長の御意見を伺いたいのと思っております。

○山本公述人 ありがとうございます。

今の御質問に先立ちまして一つだけ申し上げたいと思っておりますのは、今、菅委員の御発言の中で、先進諸国と比してとございましてけれども、実は、アジア・太平洋の諸国においてもNPOの進展ぶりは非常に目覚ましいものがございます。先ほど申し上げました私の問題意識の一つは、先進国はおろか、アジア・太平洋の諸国とのつき合

いにおいても非常に困った状況がたくさん出てきているということだけ、ちょっとついでにつけ足させていたいただきたいと思っております。

ただいま御質問の認証のプロセスについてでございますけれども、これにつきましては、大分前にございまして、先ほど申し上げたけれども、現行法にございまして、分野の限定についても相当緩やかになったものだといふふうに理解しておりますので、希望を言えば限りないものでございまして、現在の法案でよろしいのではないかと、このことが私の意見でございます。

○菅(義)委員 次に、二点目でありまして、けれども、「官庁の監督の要素をなるべく排除し」ということが留意点としてあります。

私もこれは全く同感でありますし、今我が国でこのことが一番問題になっておりまして、このことについても大改革をしようというところで今行っておるところであります。

ただ、そこで、私自身が懸念をしますのは、いわゆる暴力団とか過激派とか言われる反社会的な集団、この人たちが市民活動団体を装って法人化を取りたいというところは絶対に避けなければならぬと思っておりますので、この点については公述人はどのようにお考えであるのか、お尋ねをしたいと思います。

○山本公述人 ただいまの問題につきましては、いずれにしても、法律をつくった場合に、その抜け穴を探そうということをやめる方は常にこの社会におられるわけでございまして、そういったものを完全に除去し切れないということがあるかもしれません。

ただ、私が申し上げましたとおり、その活動内容について法人側が透明性を明確にいたしました。かつ、自己責任を明確にするようなシステムがあれば、暴力団等の活動をやっていくところはおのずからすぐにわかってしまうのだらうと思うのです。社会的なニーズにこたえながら活動し

ているというのが、しかも市民が集まってやろうというのがこの市民活動法案でございますけれども、この法案にのっとってできた組織であれば、私の理解するところの暴力団等の活動とは明確に違うということがすぐわかるのではないかと、思っているわけでございます。

○菅(義)委員 これも委員会の議論の中で、実は、提案者がこの法案を作成するに当たってや一番悩んだところであるという意見がありました。たことをつけ加えさせていただきます。

それと、各公述人の方から税制の問題がありました。現在では人格なき社団と同じ扱いでありますけれども、もっと税制優遇すべきである、これはある意味では当然の声であらうと思っております。与党は三年以内に見直しをするというところを掲げております。このことについては先ほど山本公述人も理解をしておられましたけれども、私は、こういう初めての法案というものは、急いであれもこれと広げて実現をしようというよりも、一つこの三年以内という時間でありまして、一つ一つ着実に物事を進めて試行錯誤する中でそういうものをつくり上げていく、そういう手法の方がこういう新しい法案については現実には即している、このように考えるものであります。これについては山本公述人はどのようにお考えですか。

○山本公述人 今、菅委員の御指摘のとおり、現実的には、NPO法案の現在の与党三党及び民主党の修正案に基づいた形が十分だと思いませんけれども、税制を完全なものとして連動させた形で法案をもし今提出された場合に、多分これは通らないのだらうというのが私の判断でございます。

ここはとにかく、今まで政府が、大蔵省がというのでしようか、税金を、全部資源を持って資源配分を一手にやっていると、システムから、市民が自分たちの力で社会のニーズにこたえようというところについて、市民がお金を出し合っているという大きな要素を組み込んでいくというのは

大改革だと思われ、一朝夕にはできないのではないか。市民活動法案によって、より多くの市民がそのような公益に関する活動に参加するということを通じて、だんだんそのような新しいシステムをつくる流れをつくっていく、その中で最終的に、税制においても我々あるいは他の公法人がおっしゃったような、期待するようなシステムに変えていくというのが現実なのではないかと思われ、でございます。

実は、私がこう申し上げますと、特定公益増進法人の資格を持っておりまして、おまへのところは心配せぬでいいけれどもというふうな御指摘あるかもしれませんが、実のところ、特定公益増進法人の資格をいただいたからといって、すぐにお金が集まるわけではなくございせん。正直なところ、それによってどれだけ大きな差があったか、私のところはちゃんと分析しておりますけれども、いずれにしても金集めは大変でございます。特増の資格あるなしにかかわらず、多分私の時間の半分ぐらいは金集めに使っているというのが現状であります。

完全なものを望むのは我々すべての願いではございませんけれども、現実には、苦しい中でありながら法人の資格を持ってその活動の幅を広げて、そのうちにだんだん望むような税制をかち取っていくというのが手順なのではないかということ、特に今後二年、三年の間にこの問題について真剣に御検討いただくという条項を入れていただいておりますので、現実的にこれをもってよしとせざるを得ないのではないかと、思ふ次第でございます。

ありがとうございます。

○菅義委員長 時間です、終わります。

○伊藤委員長 次に、岸田文雄君。

○岸田委員 おはようございます。自由民主党広島一區選出 岸田文雄でございます。

本日は、公述人の皆様方、大変お忙しいところ貴重な御意見を聞かせていただきまして、まことにありがとうございます。ぜひ委員会質疑にこれ

をしつかりと使わせていただきたいと思ふ次第でございます。

まず最初にお伺いいたしますことは、先ほど来、与党案にあります十一項目の活動についてという議論がありました。門戸をどれだけ開くかというお話もありました。その議論につきましてもちよつと整理してからお話を伺いたいと思ふわけです。

今回のNPO法案、三つの議員立法が出ているわけですが、与党案と新進党案は民法の特例法という形をとっているわけでありまして、ですから、民法とのすみ分けあるいは他の民法法人とのすみ分けを考えなければいけない、どこかで線を引かなければいけないという理屈になるわけでありまして。

そして、どこで線を引くかということ考えた場合に、新進党案では、地域の活動ということで一線を引いているわけでありまして。一方、与党案は、十一項目の活動を例示を挙げて、一つ線を引いて民法とのすみ分けを考へるという考え方に立っているわけでありまして。

ですから、民法とのすみ分けということを考えた場合にどこで線を引くか。新進党案は地域活動というところ、一線を引き、与党案は十一項目の活動を例示するという形で一線を引いているわけでありまして。どちらが民法とのすみ分けを考へる場合合理的かということ考へなければいけないと思ふわけでありまして、私自身は与党案の十一項目の例示の方が合理的だと思つて一人でありまして。より日本の状況に、それから時代に合った活動に焦点を当てるため、あるいは国民の意識とか社会の成熟度に合わせた活動をしっかりと支援していくということから、十一項目例示を挙げて一線を引くという方が合理的ではないか。また一方、地域活動というところで一線を引いてしまつと、どうも不都合が生じるのではないかなというところも感じています。

例えば、昨日大阪でも公聴会をやつてまいりました。大阪でも熱心に多くの方々からお話を聞いた

てきたわけでありまして、そのときにAMD Aという組織から来られた方が言つておられました。国内に千五百人の方がおられるわけでありまして、けれども、そのうち三割が東京におられて、一割が岡山におられて、あとは全国各地にばらばらにおられるという組織の実情をお話しくださいました。このAMD Aの例を考えた場合に、新進党の案でございます、三分の二の役員が所在地であります都道府県の中に住所を持つていなければいけないという縛りがあった場合に、AMD Aの活動はこの法律の適用外になつてしまふという心配の声が出ておりました。

こういったことも考へますときに、民法とのすみ分け、一線を引く際に、地域活動というものをもち出してしまふかどうか、そんな心配を持つています。

もつとも、こんな一線を引かないですべてやらせてくれというのが活動されている方のお気持ちかもしれませんけれども、そうしますと、民法全体を大改正しなければいけない。日本の民法法人そのものに対する法律を全部変えなければいけない。大作業になつてしまふ。これはこれからそう簡単にはできるものではない。とりあえず、現状必要とされる方に対応するために民法の特例法という形をとっているわけでありまして、この民法とのすみ分け、一線を引く引き方、地域という形で一線を引くのがいいのか、あるいは十一項目の例示を挙げて一線を引くのがいいのか、この議論につきましてもちよつとお考へになつておられるのかお聞きしたいと存じます。

松原公述人は、先ほどちよつと地域で限定することに対する疑問をおっしゃつておられたと思ひますので、それでは山本公述人と中西公述人に一言ずつお願いいたします。

○山本公述人 ありがとうございます。今の岸田委員の御質問にお答えいたしますが、本来、民法三十四條の改正に向けてぜひお取り組みいただきたいという立場でございますが、そ

れはまさにおっしゃるとおり長年かかる大作業でございます。それから、現実としましては特例法でやらなくてはならないというところは非常にわかるわけでございますし、その中で随分御苦労されたということもよく理解できるところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、特に私のように国際活動の関連での友人、仲間が多い立場でございます。地域限定でやると非常に困る場合が多いというふうな思ふわけでございます。そういった意味では、与党三黨案の十一の分野をとりあえず例示されて、これをもつてすみ分けをするというのが現実的な方法ではないかと思ふわけでございます。

ありがとうございます。

○中西公述人 今、岸田議員のおっしゃったように、二つのすみ分け法の中で我々が考へますのは、やはり十一項目という、項目は限られますけれども、そういう形で団体の種類によってやる以外に現状ではないのじゃないか。やはり地域で縛った場合に、我々DPI日本会議自体も団体と認められないという状況があります。全国団体というものがNPOの中でも非常に大きな比重を占めますので、その部分が削られるということは非常に問題です。

そして、この十一項目を挙げられましたが、も、挙げられた中で、地球環境というような問題でも地域の環境問題も触れていいのだというような合意をしていただいているようですけれども、そういうような、今後の団体について規制が及ばないような、柔軟な解釈と適用を今後委員の皆さんに図つていただきたい、これを要望しておきます。よろしくお願ひいたします。

○岸田委員 次に、市民活動と政治との関係につきましても伺ひたいと存じます。

与党案におきましては、政治活動につきましても、個別の政策に対する提言とか活動、これは認める、あるいはイズムと称される主義主張、主義にかかわるような活動に關しましては、主たるも

のは認めないわけですが、従たる部分におさまるのであるならばこれは認めるというような法律になつております。そして、特定の政党やそれから候補者を応援することは、これは禁じるという内容になつてゐるわけでありまして。

これに對しまして、政治活動はもつと自由にやらすべきではないかという議論があるわけでありまして。政党や候補者をもつと自由に応援させるべきではないかという議論があるわけですが、私考えますに、確かに、こういった市民活動団体、組織に自由を与えるということ、これは一見聞かえはいいわけでありまして、こういった組織、団体が自由に特定の政党あるいは候補者を応援するということになつた場合に、逆に、この市民活動に参加してゐる個々の個人の市民の方として見たならば、自分は、その会員資格等に極力縛られない形で自由な意思でこの活動に参加してゐるにもかかわらず、その組織の本来の活動について共鳴してもつと参加したいのにもかかわらず、組織が特定の政党や候補者を応援するという決定のもとに逆に縛られてしまふということになつてしまふのではないかと。

ですから、こういった団体に政党や候補者の応援の自由、選挙の自由を与えるということが個々の市民活動に逆に足かせになつてしまふのではないかと、自由を奪つてしまふことになつてしまふのではないかと、こういった自己矛盾を生じてしまふのではないかとということも感じます。

そういったことを考えますときに、ある程度特定の政党あるいは候補者を応援することを制限することも必要なのではないかと。そうすることによって、本当に個々の市民の活動、自由な活動を保障することになるのではないかと、そういうふうに感じております。

この政治活動に対する態度、市民活動と政治活動との関係、政策、主義主張あるいは選挙活動という点につきまして、どのようにお考えか、山本公述人と伊藤公述人にお伺いしたいと存じます。

○山本公述人 この問題は非常に難しいことだと思ひますけれども、例えば選挙活動を行うとかある政党を支持して活動することにつきましては、別の形の組織の仕方があるわけでありまして、この市民活動法案に基づく法人の形をとる必要はないのじゃないかと。

ただ、本来、こういった法人の重要性は、よりいろいろの政治的なテーマ、政策についての議論が幅広く市民の参加において行われるべきということにも貢献すべきだと思ふのです。その意味では、当然のことながら、政策について勉強し、それから勉強することを促進し、議論を起すことということは、こういった法人のやつてもいいことではないかと。時々デモやマーチが、境がぶれることは当然あるわけでありまして、御存じのとおり、米国においてもこのような問題は非常に大きな法人をめぐる議論の対象になつておるわけでありまして、とりあえずのところ、選挙活動あるいは狭い意味での政治活動を行うべきではないという考え方が妥当なのではないかと思ふ次第であります。

○伊藤公述人 今山本公述人のおっしゃったこととはほぼ同様でございますが、ちよつと二点ばかり追加したいと思つております。

一つは、私自身が先ほど述べましたように、NPOというのの對しまして、これから先の新しい社会システムのあり方あるいは社会政策というものの担い手としての位置を考えております。そのためには、市民活動の中から得た考え方を社会に問うために政策立案等々にかかわつていくことは当然あり得ると思つております。そういった意味で、特定の選挙におきましてキャンペーンを張るということも絶対にあつて得ないということはないかもしれないという気持ちは持つております。ただ、今回の法人格を与えるに当たりましては、それを認めるか認めないかというのは、次のステップの問題ではないかと思ひます。それから、二番目の問題といたしましては、今回の法人制度の問題というものを大きく分けます

と、非常に幅広く非営利活動を認める法人制度とするのか、あるいはある程度政策意図を反映した活動の担い手として考えるかによつて変わつてくると思ひます。前者で考えるならば、なるべく制限はなく、そのかわりに税制優遇等々もない、比較的、会社と同じように準則主義に立つてつくられるような団体を目指すべきではないかと。後者で考えるならば、一定程度税制優遇等々を認め活動しやすくするかわりに、条件としては厳しく幾つかの項目等々で制限を加えていく。両方の考え方が成り立つてのじゃないかと思ふわけですが、現在の法案を見ますと、非常に幅広く認めつつ税制優遇も考えていく案、あるいは制限のある程度加へつつ税制優遇を認めていく案というものがあつて感じております。

○岸田委員 ありがとうございます。ほかの公述人の皆様方、一応質問を考えてきたのですが、時間が参りました。質問でございせんが大変失礼いたしました。心から御礼を申し上げまして、御質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○伊藤委員長 次に、河村たかし君。○河村たかし委員 河村たかしでございます。皆さん御苦労さまでございます。

まず最初に、今ちよつと岸田先生からの御質問の中で、地域限定というようにとられるような話がございますけれども、私どもの法案は、地域で限定してゐるわけじゃなくて、例えば全国的にやられても、それを県に持ち帰つて、その中で例えばシンポジウムをやつたり、それから広報、雑誌を発行したりとか、そういうことをやっていただければいい、そういう趣旨の法律でございませう。

問題は、与党案の場合は、特別法と言つておりますから、それでは入らない団体というのはどういふものなんだろうかとということがよくわからないのです。ある方に言わせると、自分で申請して、そこに入つておればそれでいい、この中に入らんと申すればいいと言つておられます

けれども、そうなれば、これは届け出制そのものというふうなことになるので、だから、この入らない団体、これはここぞ言うことじゃありませんから今度質疑で聞きますけれども、入らない団体になるおそれがあるわけですよ、実際の話。おそれがないと民法の特則にならないのだから。そういうことなんですよ。僕のところは、その点は割とはっきりしてゐるということですね。海外でやつてもいいから、フィードバックして県内で頑張つてくれればいい、そういう趣旨でございます。

それは委員会ですとしまして、ようやく本当に、これは議員の努力、また皆さんの努力だと思ひますけれども、国会内でこのNPOとは何だろうとかという議論が非常に広まつてきたと思ひますね、私。ようやくです。何回も今まで話をしてきました、討論会でも話してきていますけれども、やはり国会が国民の代表として議論しますので、僕は、国会議員が一〇〇%、きょう皆さんが言われたようなNPO社会というものを認識して、それで、とりあえずファーストステップでもいいのですよ、認識しておいて、とりあえずファーストステップでどういふ制度をつくらうかというところを考へるのが僕は絶対に必要だと思ふので

だから、ちよつとお伺ひしますけれども、多分皆さんの中では、それはわかつてゐるのかどうかですけれども、半分のおそれは、管理されると。中西さんでした、ちよつと言われました、名前だけの法人格なら取つても取らなくてもいいやというふうな本音がいささかあるということ。

仮に与党案の場合、取つた場合に、今言いましたすみ分け規定が漠然としておりますので、あんた入らないよと、ほんと来るおそれがありますね。それから政治の問題もありません。

だから、実際、管理されるだけで何も残らないじゃないか、市民活動を遂行する機能しかないんじゃないかというおそれと、それから一方、この国会で通さないと多分、これは自民党さんに言う

んじゃないけれども、全般的にまだまだこの問題については理解が非常に進んでいないから、とにかくここで一気にやってしまわないと、まず門さえも開かない。だから、下手したら未来永劫にできないんじゃないかという自分の葛藤の中で悩んでおられるんじゃないかと思うのですよ。

だからひとつ、時間が過ぎいせんから、そこら辺の悩みをちよつと順番にお聞かせいただけませんか、一言で結構ですから。

○山本公述人 河村委員がNPO関係者としてちよつと話をさせていただいて、大変ありがたく思っている一人でございます。

悩みというところでございますけれども、實際私の聞いているところは、やはり法人格がないと困るということが多いと思うのです。時には、法人格がなくともにかいことをやっていければいいと考えている方もあるのですけれども、現実的には非常に困ることが多いということで、なるべく早くこの法案を成立させて、市民活動をやっている組織に法人格を与えてほしいということがあります。

これについてもいろいろな考え方があってしかるべきだと思うのです。それがまさに多様化をもつて市民社会のあり方だと思えますので、法人を取らないでもやっていけるというところは、そういうやり方もあるかと思えますけれども、私の今の判断では、そういった多くの市民活動をやっていく人が法人格を取りたいと言っているわけですので、完全なものではないまでも、とにかくこの法案を通していただきたいという立場でございます。

○高比良公述人 この大詰めにきて、与党案がいかに新進党案がいいか、そういう問いかけられ方が非常に多いのですが、基本的には両方とも問題はあります。私は思っております。

ただ、この間、NPO団体で相当議論してきた中で、例えば私たちが言っている税制問題、きょうも皆さんそうですが、税制問題は皆さんが非常に強く切望している問題でもあるのです。そのこ

とを言えば、何となく与党案に反対しているという空気がどんどん流れてきて、思っていることが言えないという状況がつくられてきております。

その中で、私たちとしてはやはり最後まできちつと、自分たちがどういう法案をつくりたいかということをお願いしようという立場に立っておりますが、周りの中では板挟みで非常に苦しんでいらつしやるという状況は、私はたくさん知っております。

○松原公述人 管理されるのは嫌だというのは嫌なんです。ただこれは新進党案に対しても与党案に対しても言えるもので、問題はどちらがよりベターかということだと考えています。

基本的には、市民活動を促進しようという視点では、与党三党も新進党も、それから日本共産党さんも一緒だと考えています。その中で、使う側からいってよりベターなのはどういう案かということで、シリーズの中で議論してきました。その中では、確かにいろいろな問題はあつたけれども、今の与党三党案に民主党政修正を加えた案なら使つてみようかという団体が多いということで、ぜひこの案を通していただきたいと思つていて次第です。

○横川公述人 簡単に申し上げます。

悩みは山のようにあるのですが、正直に申し上げて、先ほど民法の特別法であるというふうになつて、新進党の案それから与党の案がありつたけれども、私が三つ読みまして一番びたつとくるのが、一般法として提出されている共産党の法案が多分我々の中では一番びたつとくるのだというふうに思つております。ですから、これがどういふふうな関係なのかというのはいくらも皆さんの中で御議論があるのでしようけれども、正直なところ、私が読みました中では一番説得力のある法案であるというふうに思つております。

それと、先ほど管理とありましたね。現実に申しますと、与党案その他に関しては、僕らのほかのいろいろな意見の聞いてみました。そうしたら、先ほどありましたように、これは申請は

しない、このままでいくというふうなのが、我々の劇団だけではない、ほかの団体なんか聞いた反応ではそういう声が一番多かったのです。ですから、先ほど申し上げましたように、我々の希望に少しでも近づくような法案になつていただきたいというのが切なる願いなんです。

○中西公述人 河村議員おつしやつたように、取つても取らなくてもいいんじゃないかと私が申し上げたのは、この税制が非常に重要なことだという意味です。

ただ、河村議員おつしやつたように、このNPOの議論というのが国じゅうを挙げての大きな議論になつてきたことは、これは確かに、NPO法案が審議されたことで、大きな社会的認知を我々に与えていく一つの一里塚を越えてきたのだなという気がします。

次の一里塚は、これを法案として成立させてそしてやつていく中で、今後どういふものが本當にいいのかということをやはり市民活動自体が育て上げていく法案だというふうな、今までの上から規制で与えられた法案、我々はそれに規制されて小さくなっていくという意味じゃなくて、この法案自体を育てていくというような視点を我々自身が持たたいと思つています。

アメリカのADA法案、障害者差別の禁止法案ができたときも、全国の障害者団体が各大統領候補を支援しました。そういう形で、どの大統領ができ上がったも、各自立生活センターがだれかが支援しているというふうな形で、このADA法案を成立させる大きな力になつていきました。そういうふうなものに今後していきたいと思つております。

○伊藤公述人 先ほど申しましたように、私は、基本的にはNPO法人制度は必要であり、また仕事で幾つかの非営利団体にインタビュー等々の取材をした段階におきまして、多くの非営利団体は早急にNPO法案ができることを求めております。そういう前提に立ちまして、特に与党案と新

進党案を私なりに個人的な意見で申し上げますと、先ほど申し上げましたような二つの課題を満たしているという点におきましては、一点を除いて新進党案の方が満たしている部分が高いと私は思つております。ただ、その一点が非常に問題のあるところでありまして。

具体的に言えば、やはり役員の方の二、社員の方の二以上が同一都道府県内に住んでいないといけないというところは、余りにも明確に幾つかの団体を排除しております。現実には、例えばきょうの公述人の中におきまして、障害者の団体あるいは全国にさまざまな役員を持つて活動している組織というものに対しての設立を阻んでおります。また、インターメディアアリーといった形でNPOを支えていくような全国組織をつくることもできません。

この問題がかなり大きな問題としてあることは事実でありまして、精神的に新進党案の方が理念をよく反映しているだけに、非常に残念でしようがないというのが私の考えです。

そういう意味で、その問題が修正できるならば新進党案をベースにしたいと思つておりますが、それが民法とのすみ分けの中で修正できないならば、与党案のベースになるのはやむを得ないという立場でございます。

○河村(た)委員 新進党案につきましては、社員の方の二は削除するようにしております。役員の方の二については役員の方の二の一まででさせていただきますというところで、かなりの団体が入つてくるのではないかと。会員ではありませんが社員だったのですけれども、それも削除するというふうな準備をさせていただいております。

たまたま野党ということでも、まことに毎日泣ける思いでございますけれども、本来ならばこういう法案は、職器もありましたけれども、これは実は社会の仕組みを考へる法案なんです。市民社会の憲法と言つてもいい法案ですから、ある意味では本當に党議も取つて、個人の社会観に基づいて投票するのがいいのかもわからない、僕はそ

んなふうに思っております。

それで、これは伊藤さんが言われましたが、要するに望む社会へどう進むかということ、フアーストステップとする場合、最低限何が要るじやないか。伊藤さんがまとめられましたけれども、社会システム変革への道筋、それから自主的財源確保への道筋、これをやはりきちっと示せるかどうか。これは、どういう示し方がいいのだろうか。

私は、国会なんですから、やはり条文という格好で附則できちっとした方がいい、経過措置ですから附則になると思ひますけれども、ただ話し合ひで、税制は話し合ひからいい、そういうようなものではない。きょうも傍聴人よくお見えになつていますけれども、改革というのは、一定のところまできちっと行つておかないと大体逆戻りしてしまふのですよ。ハレーションが大きいし、何かやつたからといって安堵感が出ちやうと戻ちやう場合があるのです。

僕は、少なくとも、例えば民法改正が伊藤さんの言われる社会的変革への道筋の第一だつたら、民法改正について検討する、フアーストステップをちゃんとやるということをやると附則に入れる。それから税も、例えば公益寄附金税制の抜本的見直しへの着手、並びに、例えば三年後に結論を得るとか、そういうことをはつきり条文に書かない限り、これはやはりフアーストステップには僕はなり得ないと思ひます。実際は、やはり非常に危険なんだ。今の状況でそれができないのに、このまま進んでいつたら、それほど状況は甘くないですよ。

それと、せっかく今、本日に国会議員の中で、NPOというのはこんなのだつたのかと。僕にも言う人がおりますよ。河村君、とにかく終わつたら一遍アメリカへ行こうや、向こうでどういうシステムだつたのか見てこようじやないか、今まで単なるボランティアのそういう救済だと思ひていた、もつと広いんだねという話、物すごくあるのですよね。

ここであつと高比良さんにお伺ひしますけれども、僕はそう思つてゐるのです。やはり条文に、国会なんだから、裏で委員会をつくればいいという話じやなくて——うちも税制を出してしまふ。全部通してほしいのだけれども、これはしやうがないです。野党だからしやうがない。だけれども、やはりきちとした、国会議員としてフアーストステップはクリアしようじやないですか。その二つが、民法改正作業への着手、それから公益寄附金税制の抜本的見直しへの着手ですよ。それから、三年後には結論を得る、これを条文に入れる。ここをしないと、僕は、附帯決議ではとんでもないことだ、国会議員として。

NPOをつくる上において最低守るべき国会の責務、やろじやないですか。それをできるといふ雰囲気ができれば、この国会内にめちやうきなものをつくるよりも、雰囲気盛り上がりつていすから、これは本当に。そこへ……(発言する者あり)めちやうきやと言つてはちやうと語弊がありますけれども、申しわけない、めちやうきや撤回いたします。改革の第一歩が逆戻りするかもわからないうちにおそれがある法案にするよりも、やはりそこへ行つて、その二つだけは最低限とろじやないですか。高比良さんどうですか。

○高比良公述人 私たちは、税制優遇の具体的内容を盛り込んでいたきたいとは全く思つてはいないし、言つてはおきません。ただ、税制優遇についての何らかの形の附則なりの条文規定がないと、私たち自身は、過去我々の経験の中ではほとんど実現しないという実績を持っております。このPANというのは、歴史でいいますと、昭和二十年に藤原義江さん、山田耕伴先生たちが始められた運動を我々は引き継いでいるのですが、このときの始まりが入場税でした。これ以来、私たちは五十年間、税制に関して芸術文化の立場からいろいろな運動をやつてきました。

過去、附帯決議で実現したのが幾つあるかというところを全部調べてみました。これは芸術文化に關してだけかもしれません。ほかはほとんど法律

になつていけばこれは幸せんですが、例えば入場税は二十三年間、附帯決議がされて、撤廃されませんでした。それから著作権に關しても、十二回にわたつて附帯決議がされました。これも現在まで全く変化ありません。そして、例えば七年前にできました芸術文化振興基金、これは私たちの運動でつくれたのですが、毎年増額するといふ附帯決議は、七年間一回もふえておりません。こういう実績が我々なれないものでしたら、ある意味では負け戦に非常なやうなものであります。簡単に附帯決議で何とかなるよといふうには思ひないうという現実をどうしても御理解いただきたい。皆さんも税制優遇の道筋をつくつてほしいといふことをおしやっています。これはみんな私たちも同じだと思ひます。本日に附帯決議で今後確実にこれが担保されるのかどうかということが、私たちの経験ではないものですか、皆さんが確実にやるよと言つてくだされば、それは信頼したいと思ひます。

三年以内に検討を加えるといふうに附則にあります。これは法人制度について見直すといふことの検討が書かれていゝので、もし税制もこれに含まれるのならば、ここになぜ税制の一項を入れることができないのだからかと思ひます。その内容が十分これらの議論だと思ひます。せめてその一項を入れていただくということが逆にできないのか、我々は不思議でしやうがない、そういう気持ちであります。

○河村(た)委員 これは皆さんに申し上げておきますけれども、附則にある検討するといふことは、検討すればいいのであつて、これはやるということと關係ないのです。そういうことなんです。検討すればいいのです。

だから、本日に僕が恐れるのは、まだまだ本日に理解が始まつたところで一たんできちやうと、意外と、今までの委員会の質疑でもありましたけれども、NPOというのは自分の資源、自分のお金でやつてくれといふ議論もあるのですよね。だから税制とか、税制税制とちやうとわかりにくい

のですが、活動資金をNPOにどう担保していくかという制度まである程度見据えてつくるかとかといふ問題なんです。そこをなしででも行つちやうおそれといふのは実にあるのです、怖いのは。

だから、今の緊張状況の中でもつとこれを保つて、やはり最低限条文で、道筋の第一歩でいいのですよ、第一歩で。僕は全部通せんやといふ言ひです。条文で道筋の第一歩を国会議員として担保するといふことは、民法改正に着手しようじやないか、それから公益寄附金税制の抜本的見直しに着手しようじやないか、これをやらないう限り、逆行するおそれが残念ながら非常に高いといふことでの議論しておるわけです。

その辺について、伊藤さんどうですか。今の二つの最低守るべきルールということがあつて、私は、やはり条文で国会議員の責任としては規定すべきである、こつ言つておるのですが、どうですか。

○伊藤公述人 私自身、附帯決議と条文の問題について、その辺、正直なところよくわかりません。ただ、先ほど高比良公述人がおしやつていましたようなことが事実だとするならば、やはり明確にされた方が第一ステップとしてはつきりするのじやないかと考えております。

○河村(た)委員 中西さんはどうですか。どう思われますか。

○中西公述人 第一として、この法案を通しながら議論をすることが重要だと思ひますけれども、附帯決議をここに入れていくことによつて、本日に河村議員の言われるようにこれが進んでいく道筋になるかどうかをもう一度議員の中で御議論いただいて、本日に我々にとつていい道を考えていただきたいと思ひます。

○河村(た)委員 もう時間がなくなりましたから終わりますけれども、自民党の方やほかの党の方やらとも話をしまして、NPOとは何か、こんな世界だつたのかという話がよく国会で出てきたところですので、僕は、ステップ・バイ・ス

その辺のところをお話しして、我が党はそういう意味で今までいろいろ言つてまいりましたけれども、今のところはきちっと国会の責任として、我が党の責任として、ステップ・バイ・ステップ論はいいのです、だけれども、その初めのところだけはきちっと国会の責任でやつていくということを皆さんとお約束したいな、こんなふうに思つております。

○伊藤委員長 次に、金田誠一君。

きようは、大變貴重な御提言を賜りまして、ありがとうございます。

そして、違いがあるとすれば、そこに到達するための道筋をどうするか。今、与党案なりを成立させることによってそこに到達しようという道筋を選ぶか、あるいはそういうものをつくってしまえば、かえってその到達点が遠のくのではないかというふうな心配をされている向きもあったと思うわけでございますが、しかし、到達点が一緒だということは、そこに力を合わせる要素というのはもう十二分にあるのだというふうに受けとめた次第でございます。

秘とも民主黨といひましたが、皆様と同じ最終到達点は全く同じだといふふうに思っており

特に、その中で検討していただいた点は、社員
の無報酬性の要件を外す。三分の一以下である
という要件を社員については外して、役員のみと
する。これによって、実害といえますか、實際問題
としては余りこの障害はなくなつたろうと思いま
すし、とりわけ、この社員の無報酬性を証明する
ために提出を予定されていた社員名簿の提出が不
要になつた。新進黨案の方にはまだ残つているわ
けでございませうけれども、このことは市民運動を
進める上で非常に大きな一歩だと思つたわけでござ
います。

あるはまた、認証の際に經濟企画庁長官が所管大臣に意見を求める規定を削除するというものについても前向きに検討いただける。修正案の条文そのものを今法制局と詰めているわけでございますけれども、そういう中ではかなり管理統制という色彩を薄めることができたな、十分とは言えないまでも使える法案になったなというふうに私も思っております、そのことにつきまして、

それにつけて、今この与党案を修正して成立させることは、私はベースキャンプをしつかりとつくるということに該当するのではないかな。もちろん目指すのは山頂でございますけれども、ベースキャンプがなければ、これから一般法にしろあるいは税制の優遇にしろ、大変困難なその道筋をたどることが果たしてできるのだろうか。そういう

うものなしで、いきなり山頂を目指すのだ、そこに到達するものでなければ、これはない方がいいのだということが、果たして選択としていいのだろうかかなというふうに思いました、私どもとしては、ベースキャンプをしつかりとつくる、その上で山頂を目指す、それにつけて政党同士の横の連携も必要でございますし、ある意味では、それ以上にNPO各団体の横の連携はもっと必要になるのかなという思いでございます。

前置きが長くなって恐縮でございますけれども、ここで山本さんと松原さん、伊藤さんにそれぞれお聞きをしたいのですが、お話の中でも、これからの税制の優遇措置、現行公益法人税制の見直しも含めてというまぐら言葉もそれぞれあったように思います。それから、三十四条法人のあり方を含めて検討しなければ、NPOだけを特別扱いというのはかなり面倒だという趣旨での御発言かなと思つたわけでございますが、これから大きな課題になります準則主義への移行、税制の優遇、それらについて、目指すべき方向、あるいは想定される問題点等について示唆いただければありがたいと思います。山本さん、松原さん、伊藤

ただ、そこで一つ付言をさせていたいただきたいのは、そういう状況が起こったときに、本当に、我々NPOサイドの責任は非常に重いと思っております。これは、とにかく政府にお願いして新しい法律をつくってくれと言っただけでは実は足りないかと思っております。我々としても、先ほど来申し上げておりますけれども、アカウンタビリティというか自己の責任をますます自覚して活動していかない限り、より多くの国民の方々、もちろん議会を含めて、御理解をいただけないのだというふうに思っております。

税金の問題についてでございますけれども、私も連戦連敗を大分何十年と繰り返しましたので、先ほどの高比良さんのお気持ちもわかるのでございますけれども、これはどのような形で修正条項が文言になるか等は別といたしまして、ひとつ御理解いただきたいのは、今までと大分状況が違っている。すなわち、先ほど申し上げました非常営利革命というのがもう火がついてしまっております。これだけ多くのNPOの人たちがこの皆様の御審議も見守っているわけでございますし、我々としても、御指摘のとおり、多少のアプローチの違いはあれ、NPOの關係者が大集合をしておるわけでございます。その中で、当然議論がございますけれども、大きな目標については一致しているはずでございますし、その力は侮れない。そういう意味では、今までと大分違った形で、税金の問題については相当私どももしつこくやらせていただきたい。

ついででございますけれども、NPOの資金の問題でございますけれども、一つだけここで申し上げておきたいのは、公的資金もNPOのために活用し得るべきだと思っておりますし、世界の趨

勢から見ても、平均的に七〇%が公的資金に頼っているという現実でございます。このときに、主体性を失わずにどうやって我々がもともと払っている税金をもらった形で活動ができるかというのが大ききテーマだと思えますので、ついでに申し上げておきます。

ありがとうございます。

○松原公述人 民法の改正の問題、準則主義への移行と、それから税制の問題というのはかなりリンクしている問題と考えています。そういう意味では、非常に短期的な課題と中期的な課題と長期的な課題と、長期といっても十年程度なのですが、それを分けて考えた方がいいのではないかと考えています。

それで、やはり今回、もしこの法人制度が通りましたら、税制の優遇措置、特に寄附の優遇措置についてはなるべく早急に検討していただきたいというのが私の希望です。

ただ、長期的に見ますと、やはり非常利法人一般法なり民法三十四条の改正、それから今の公益法人の税制の改正というのは避けられないかと思っております。短期的には、例えばこの立法の過程で熊代先生の方から、かつて個人の寄附金の、少額寄附金の制度とかいうのが提案されたことを覚えていますが、そのようにいろいろな案を出していただく。その中で、一方、なるべく市民活動団体に使いやすいような税制の仕組みをつくっていただくとともに、大きな枠組み自体を早急に見直していただきたいと思っております。

○伊藤公述人 私は、税制優遇という言葉自体は非常に抵抗を感じております。優遇じゃなく、税制のシステムによってNPOというものの発展を保障していくという考え方をとるべきじゃないかと思っております。

それからもう一つは、税制の問題だけを取り上げれば、NPO法人とは関係なしに、例えばイギリスのようなチャリティ制度というような形のやり方も技術的にはあるわけでございます。それはさておきまして、税制の問題に関して考

えてみますと、二つの問題があります。

一つは、NPOとして法人化された団体の事業、特に収益事業に関する課税の問題。これは、何をもちいて収益事業とするかという問題の方が実は大きいところだと思えます。例えば、先ほど出ております芸術団体の場合には、いわば興行はすべて収益事業に当たってしまうという問題があるわけですね。実際に、芸術団体にとって興行は本当に収益事業なのかどうか。この辺の問題というものは、もう少し検討すべきじゃないかなという気がいたします。

それから二番目の、より大きな問題は、むしろ寄附者に対する控除の問題です。これは基本的には、非常利団体が社会から資源を集め、そして社会の中で自律的に活動していくためには不可欠な制度だと思えます。ただし、あくまで税金が控除される以上、その活動に対しては公益性という限定条件というものが付加される必要があるんじゃないでしょうか。

それから二番目に、寄附税制に関しては、日本の今の寄附税制において一番大きな問題は、個人の寄附に対して非常に冷たい、冷遇されている問題があります。個人が支える社会ということから先の方の目標とする社会像であることを考えますと、個人による寄附税制、これをNPO法人の中で、すべてのNPO法人に対してそれを優遇するかどうかは別として、一定の条件のもとに考えるべきじゃないかと考えております。

○金田公述人 ありがとうございます。

高比良さん、お立場、お考え、よくわかりました。

そこで、先ほど、まずベースキャンプをということも申し上げたんですが、確かに、十数年来努力をされてそれが実ってこなかった、その経験を体してということとはよくわかるんですが、であればこそ、まずはベースキャンプをしつかり張って、これは力を合わせて組織的に山を登るというお考えにはなり得ないものでしょうか。その辺を含めて御見解、ひとつ伺いたいと思うんです。

○高比良公述人 今、金田先生もおっしゃるベースキャンプを張って道筋をと。同じことを私たちも言っていると思っております。だから、税制の附則というのは何も山頂ではないと思うんですよ。道筋そのものを何とかがはっきり担保したいという点では、僕は金田先生と同意見だと思っております。その担保の方法が、ちょっと先生と御意見が違うんだらうと私は思っているのです。

なぜそういうふうに、過去が暗かったからそういうことばかり言うのかみたいなこともありますが、けれども、先日、大蔵省の役人の担当の方というお話し合いをしましたら、政府の方で、税調でNPOについての答申が検討されていますと言ったので、お話を聞きまして資料を見たら、適正な課税について今後検討というふうに書かれているんですね。適正な課税というのはどういうことをいうんだらう。要するに、ああ、税金をたくさん取るということも含まれているんだということもわかりまして、ああ、適正な課税という一つの言葉だっているという方があるということもいろいろわかりました。

私は、寄附税制一つとってみて一点だけお話ししたいのですが、NPOがそれで助かるとか、NPO全体が元気になるかという、私はそうじゃないと思っております。逆に言えば、社会の中で役に立つNPOと役に立たないNPOに寄附の集まりがはっきり出てくるということなんです。言いかえると、競争社会がNPOの中に起きてくる。アメリカの中でも、年間何万団体という団体がつぶれていっています。それは支援が集まらないから。社会の価値を国民がみんな見て、その必要なものにお金を出すということが起きてくる。ある意味では、NPOを育てていく一つの考え方だということもぜひ御理解いただきたい、そういうふうな思っています。

○金田公述人 ありがとうございます。

ざいしますので、言い残したこと、思いのたけをお聞かせいただければありがたいと思えます。

○中西公述人 ありがとうございます。

私も、自立生活支援運動をやりましてから、世界の各国を回っています。そして、もう二十カ国以上回ったでしょうけれども、我々のような無認可団体でやっている国というのはありません。ほとんど法人格を取りやすい状態になっていて、我々のような団体が、当然のごとく地域の中で行政の委託を受け、そして、ある団体では大きなビルを自分で持ち、自社ビルで事業を運営しているわけですね。

我々も、そういうような団体がなぜ地域の中で自分の財産を持ち、運営できていくのか、やはり日本の制度の中では、我々はいつまでも弱小団体にとどまらなきゃいけないのかというような疑問を感じていました。

そして、このような団体を育成して、地域の中で我々自身がサービスの担い手になる、やはりこの当事者性というのが非常に福祉の分野では重要です。なぜ重要かというと、我々当事者は、サービスの受け手であり、しかも提供者であるという場合に、決して対象と言われる人々たちを見捨てることはありません。それは、自分の問題であるからです。

ですから、こういうような団体が育つには、我々自身、そんなにお金を稼ぐこともできませんし、事業をやるだけで毎日へとへとになるわけ、その中で以前はバザーをやったりとか、いろいろな活動をやりながらお金をためて運営をしたわけです。しかし、そういうような運営努力を重ねていくということは、実質的なサービスの低下を来します。我々は、運営資金集めに苦勞なく運営ができて、そして本来の事業を遂行できるように、これはやはり、市民の皆さんの協力のもとに運営資金を獲得しながらやっていく、また、より安定的な行政の委託資金を受けながらやっていく。

ただ、こういうやり方をやりながらも、常に自

己改革的でなければ、民間団体というのは常に腐敗に陥ります。安定的な財源を得れば、そうしたら今度は委託事業の範囲内だけでいいだろうという形に陥ったのが、社会福祉法人などの腐敗を招いた例でもごらんのようにです。

ですから、民間団体というのは、我々は自己資金を常に持ちながらやる。うちも五〇％の自己資金、五〇％の助成で運営されますけれども、やはりアメリカの自立化センターなどでも、政府の意向が変わるとぐんと補助金が減って、つぶれる団体も出ます。でも、そのとき持ちこたえられるようにということで、今財政の健全化も図りまして、我々自身で五割以上の財政を確保しようという形の団体を育成するようにしています。

ですから、この法案が通ったとしても、やはり我々の苦労や努力は続くだろうと思えますけれども、それを重ねていくことによって民間というのは常に強くなっていくし、政府が変わろうが、いろいろな制度が変わろうが、我々が生き延び、そして社会の主翼を占めていくというような形の団体を形成していきたいと思っています。

お時間を与えていただきまして、ありがとうございます。

○金田(誠)委員 ありがとうございます。

まさに、NPO革命というんでしょうか、アソシエーションレボリューションでしようか、時代が変わりつつあるという感じがいたします。

実は、先般の議員同士の質疑の中でも、太陽党の奥田敏和先生がいみじくも、時代が変わるのを実感するというような趣旨の御発言もされていたわけでごいまして、この法律が提案された、ここまできた。そのプロセスも、議員とNPOの皆さんが一緒にやってこられたという貴重な体験を経てきたと思うわけでごいします。

最終局面を迎えて、アピール等々、それぞれの立場から発せられて、ある意味では多少しこりとなりつつあるのかなという実は心配もいたしてございしますが、そういう時代の変わり目に当たって、願わくはぜひしこりなどを残さぬように、私

どもの立場から言うと、まずはベースキャンプのところで合意をしていただいて、そして一緒にピークを目指すということで、NPOの皆様も足並みをそろえていただきたいと思いますし、私も国会の中でも足並みがそろうことを念願をしているところでごいします。

本当にきょうは貴重な御提言ありがとうございます。終ります。

○伊藤委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

最初に、私は、きょう出席をされました公述人の皆さんがそれぞれ加盟しております団体も含めまして、みずからの利益以上に社会全体の利益を考え、そして本当に市民が自立した民主的な社会の形成のために、本当に長い間、先ほど五十年我慢してきたという御発言もありましたが、NPO法、すばらしい、よりよきNPO法制定のために努力されてきたことに対して、心から敬意を表したいと思うわけでありまして。私は政党人でありまして、日本共産党も社会のため国民のためという点で頑張ってきた政党として、本当に一派通じるといふことを感じたわけでありまして。

それで、特に皆さん方が力を合わせて、よりよきNPO法制定のために運動に取り組んできたことにも高く敬意を表したいと思います。その中身は二つだと思っております。

限りなく準則主義に近づけた法人格付与の法制度をつくってもらいたい。差別を、この団体は法人格が与えられる、この団体は脱落する、そうしない、限りなく準則主義に近づいた法人格付与の法律をつくってもらいたいという皆さんの願い。もう一つは税制上、寄附税制上、その他皆さんの活動が社会全体によって支えられる財政的基盤をしっかりとつくりだすものをつくってもらいたい、また、それへの道筋をこの法律の中に盛り込んでいただきたいという要望かと思えます。つまりところ、民間の非営利団体が、公的セクター、そして

民間営利セクターと並ぶ第三の、本当の第三の意味の民間非営利セクターとして大きな活動ができるようにしてもらいたい、それが日本社会の民主的な発展の方向なんだという考えだと思っております。

私も日本共産党、大賛成であります。そして、私も、いろいろな制約がございます、民法上の制約、大蔵省等の税制上の制約、何とかそれを、どこまで乗り越えられるか、最大限どこまで今国会で、あるいは国会でつくり出すことができるか、考え続けてまいりました。

きょうは特に二つの点、一つは法人格付与の問題、税制優遇の問題あるんですが、まず第一点の法人格付与の問題について、いろいろ日本共産党案に対する質問も出しましたので、お答えしながら皆さんの御意見をちょうだいしたいと思うわけでありまして。

なかなか準則主義に近づけない最大の壁が民法三十四条にあるということ、御存じのとおりであります。これを乗り越えることができるかどうか一つの論点でございました。

与党案が、十一分野に絞り込んでしまっ、また、不特定多数の利益のためという、公益というのを前提にしているために大変な狭さが指摘される。さらには、政治活動、宗教活動やつてはならぬというそのらの方の制約もあるということ、大変狭さが各方面から指摘され、公述人からも指摘されましたが、それはやはりそこにあつたと思うのです。

新進党さんの方も、私は限りなき準則主義に近づけようという努力はしているというふうに評価しているんですが、しかし地域主義という、逆に、きょうも指摘されましたが、大変な制約が逆に来まして。全国的に活動を展開している団体から見ると、この制約だけはとてもめんどいというそういう指摘もあるんですが、いずれも民法三十四条の特例法、特別法としての位置づけから出てくる制約だつたと思うのです。これに対して私も日本共産党の案は、それを

取っ払いました。一定の組織形態を備えているすべての団体に、差別なく法人格を付与しようではないか。それは、いわゆる法人格付与の一般法としての性格を持つ法案を提出したわけでごいします。

先ほど来、松原さんからも指摘がありました。また、伊藤さんからも指摘がありました。では日本共産党の案は、民法三十四条の公益法人との整合性をどう考えているんだという御指摘であります。十分に承知をしております。

そこで私は、なぜ日本の民法が百年前につくられたときに——民法の基本原則は三十四条ではないんです、三十三条であります。この法律あるいは特別の法律がつくられれば法人格が付与できるんだ。法人格付与については法律主義という、それが民法の大原則でありました。三十三条。しかし、それならばなぜ民間非営利セクターについてのみ三十四条をつくらせて、官庁の許可主義、公益という概念を持ち込んで本当に狭くしてしまつたのか。なぜ民法は三十五条で民間営利セクターに対しては完全な準則主義を認めたのかという点も、徹底して私、昔の文献も調べてみました。その結論として、三十三条が原則であるならば、民法の外に一般法をつくることは民法と抵触しないということを確認をするに至つたわけでありまして。

そして同時に、日本の法人格付与法のいろいろな法律も調べてみました。準則主義に基づいてたぐさんの法律が実はつくられていたわけでありまして。労働組合がそうなんです。社会福祉法人もある面では準則主義でしょう。一定の要件があれば差別なく、区別なく法人格が与えられる。そして、最も徹底した準則主義に基づく法律は宗教法人法でありました。いろいろな法律が準則主義の原則でつくり出されているんです。

それはつまりところ、民法三十四条と抵触するわけでありまして。三十四条に、宗教法人を公益法人でつくることはできます、文部省の許可があれば、祭祀とか。しかし、その民法三十四条は手を

触れずに、そのままの形で宗教法人法がつくられているんです。要するに、一定の宗教団体は、今の現行法制では、宗教法人法に基づく方向でも、また、民法三十四条を使って特に官庁の許可があれば法人取得できるんです。そういう面では、すみ分けをしなれば一般法ができないというのはドグマなんです。現実にもそういう状況があるんです。

民法の方が狭い、個別法の方が広い。準則主義をとっている法律たくさん、たくさんとまで言うのと語弊があるかもしれませんが、あるということもわかりました。そこにさらに私どもは確信を持って、それならば、本当に皆さんが切望している、限りなく準則主義に近づけた、あるいは準則主義そのものの非営利法人法をつくることも民法に抵触しないと考えたわけがあります。

私どもは、伊藤さんからも御指摘もありましたが、この法案が成立したときに民法三十四条を廃止するつもりは今ありません。残してもいい。現に一万の公益法人がありますから、それをつぶすことになるような、あるいはそういう公益法人は今後とも認めないという立場に今立っておりませんから、それは残しても、法律的な整合性を持って非営利法人一般法をつくることができると考えているわけがあります。

こういう立場でありますので、特に伊藤さんと松原さんに、なぜ非営利法人一般法をつくり出すことがまずいのか、民法三十四条の改正がなぜ必要と考えるのか、手短でも結構ですが、どう考えているのか、御意見をお聞かせ願いたい。

(委員長退席、金田(誠)委員長代理着席)

○伊藤公述人 一般非営利法人法というのが可能かどうかということにつきましては、私どもの方も各党案が出る以前に研究会等々で考えたことはございます。実際に、民法との関連等々につきましては私も私も素人でもよくわからないところが多く、たたき台でつくった案というのは、実は共産党案に非常に近いものであります。

ていく非営利法人、それを考えていけば、当然そういうような方向になっていくのじゃないかと思っております。また、私ども以外でも幾つかつくられたオルタナティブな案というのは、やはり共産党案に近かったのじゃないかと思えます。

そうだったものは、私自身やはり理想的な方向だとは思っておりますが、今のお話にもございましてところで、例えば実際に今、一万七千二百五十、民法法人はございまして、そういう団体の中に大体二割近くが、特に地方自治体が実際にインシニアチブを握り、あるいは出捐金を出してつくった公益法人がございまして、こういった、実際に今さまざまな形で公益法人という形で活動している団体が、今度一般的非営利法人法ができた場合にどのような形で、例えば法人がえをするのかどうか、そういったことも含めて当然変化が生まれてくるのじゃないかと思うわけですが、これがある面では非常に急激な変革をもたらしてしまふのじゃないだろうか。これはある面ではすくおもしろいという気もいたすわけですが、これも、正直言いますと、私自身もよくわからなくなってきたというのが、その辺、正直なところでございます。

もう一つ、民法三十四条の問題に対して、私はやはり、いずれにしても改正をしないといけないと考えておりますのは、特に一九七五年以降、地方自治体がこの民法の規定を使って、いわば三セクといいますが、実際に行政の活動を補助していく組織を非常に乱発的に今つくっております。これは本当に正常なことかどうかという問題、このNPO法案とは別な問題でございましてけれども、現実には起っており、これから先の社会システムというものをデザインしていくにおいて、この問題と新しく考えられるNPO法案の問題というものは、トータルにやはり議論していく必要があるのじゃないかという考え方をしております。

そういう意味で、今現在出されている共産党案というのは非常に、ある面では理想的だと思いつつ、これから先の社会システムというものをもう少し具体的にどのように変えていくのか、そしてそのためには何をすべきかというものがまず一つ見えてこない。

それから二番目に、実際に非営利組織自体が社会で自律的に活動していくために、税法上の問題というのは共産党案も非常に詳しく書いてあり、しかも、その中においては三種ぐらいの区別をして、非常に公益性の高い、現在の言葉で言うならば特増法人に当たる案から、割と、法人の事業活動に際してのみ税制優遇をしていくようなレベルまで分けられているところが技術的にすごくおもしろいし、よくできているのじゃないかと思っておりますが、実際に社会で非営利法人が活動していくためには、税制だけでなく、例えば先ほど申しましたインターメディアリーとかさまざまな要素が必要になってまいります。

そういうトータルな、非営利組織を支えていくマネジメントシステム等々を含めた場合に、正直言いますと、どのようにそれをトータルにしたビジョンを描くのかというのが、私自身描き切れないということがあります。そういう点で、理想的であるがゆえにこそ、逆に大丈夫なのかという不安を覚えてしまうというのが正直な印象でございます。

○松原公述人 まず、民法三十三条で非営利法人制度をつくられるという共産党の御熱心な方法論というのは、非常に敬意を表しております。

それで、シーズでも市民活動推進法というのをかつてつくりましたが、これもやはり三十三条に基づいてつくべきであるという議論で、準則主義でつくりました。基本的には、私は今でも三十三条に基づいて法律をつくっていくという道はあるとは思っています。しかし片一方では、イギリスの政治家の方が言ったと思いますが、政治は可能性の芸術であるという言葉を聞いています。私としては、基本的には法律というものは、どういう方向性をとろうとも使う人間が使いやすければいいというのが一番大事なこととして

ところ。また、使う人間が必要ときに使えるものであってほしいというふうなことも考えております。

その意味では、やはり確かに何条に基づいてという議論、それから準則主義と認可主義と認証主義、その辺がリンクしているというのはわかるのですが、使う人間の側からいいますと、まず今の与党三党案と民主党の合意案でつくっていただいで、より使いやすしいものにしていくという、こういう努力を我々自身がしていきたいというのが今の希望です。

(金田(誠)委員長代理退席、委員長着席)

○木島委員 将来、非営利法人一般法ができたときにどういう日本社会になるのか、そういう全体としてのビジョンが日本共産党案には見えないという、そんな趣旨の伊藤さんからの御意見でもございまして、私、将来、日本社会において民間非営利団体に法人格が付与されて一人前の資格が与えられた後、順調に発展していくのか、なかなか欧米と違って発展しないのか、まさにそれはこれから、法律に与えられた課題じゃなくて日本社会全体に与えられた課題である。もつと云えば、法人格を与えられた民間非営利法人の皆さんの努力に、基本的には、まじめにいい活動を本当にやる、そして社会的認知も、法人格を与えられただけじゃなくてさらに寄附金が集まるような活動が展開できるかどうか、まさにその努力にもかかってくるんじゃないかと思うのです。ですから、それは法律によって強制すべきものではないと思うんですね。

同時に、せっかく一定の団体を持ち、きちっと規約もつくり定款もつくり、年一回の総会もやり帳簿もしっかりしている、そういう団体につきましては、頭から十一分野に狭めたり、いろいろな制約を、地域の制約もつくることで排除してしまふことはやめる、それだけはやめるべきじゃないか、門戸は全部広くすべきではないかというの、一つの哲学だと思っております。それが皆さん方が、限りなく準則主義で、でき得れば準則主義で法

律をつくって、すべての団体に差別なく法人格を
せめて与えてもらいたいという気持ちだと思つて
で、その気持ちを多くして、最大限できることを
研究の上で提案したので私どもの案だということ
を御理解をいただきたいと思つております。

私、法案化、法制化を進める中で、確かに衆議
院法制局とは大変な議論をしてまいりました。衆
議院法制局がそこまでは難しいと言つたことも、率
直にお聞きをしてまいりました。しかし私はある
面では、衆議院法制局の皆さん、言葉は悪いかも
しらぬけれども、一つの法律官僚だ、これを持ち
越えなければやれぬだということを感じてき
たわけでありました。

ヨーロッパではもう百年前に、無条件で、準則
主義で法人格付与になつてゐるわけですね。百年
前のヨーロッパでできたことを、なぜ今日本の国
でつくり出すことができないのかという問題意識
を持つてゐることを指摘しておきたいと思いま
す。

二つ目の問題として、狭さの一つに、不特定多
数の利益のためにという公益主義、あるいは選挙
をやつたりしてはならぬという、そういう制約が
与案にはあります。実は、この問題では私もど
も日本共産党は、団体を構成する個人個人の権利は
徹底して守るべきだという立場に立つて、例えば
労働組合という法人が機関決定をして、選挙その
他で一党締めつけをしてしまふのは間違ひだと、
徹底して闘つてまいりました。また、ある宗教団
体が特定の政党と結びついていろいろな社会活動
をやつてゐる、それもやはり間違ひだという立場
に立つて、その面では頑張つてきたつもりでござ
います。

ですから、私どもは、非営利法人もそうあらね
ばならないと考へ、我が党の案の第三条では、
「非営利法人は、その目的とする活動が多様な価
値観を有する国民の自発的な意思に基づくべきも
のであることにかんがみ、その構成員となること
について、及び構成員としての権利義務につい
て、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門

地によつて差別的取扱ひをし、その他その構成員
としての資格に關して不当な取扱ひをしてはなら
ない。」という大原則を掲げてゐるわけであら
う。

これを前提にして、それじゃ、なぜ私どもが与
党案の中にある、選挙を一回でもやつたらだめな
んだというふうな読み取れる条文、あるいは、そ
の非営利法人の活動が特定の政党のために行われ
てはならないという条文、これは削るべきじゃな
いかと主張してゐるそのゆゑは何か。殊さらに
こういう条文を入れ込むことによつて、この条文
が、与党でいきますと市民活動法人ですね、これ
が認証を受けられるかどうかの要件になつてゐる
ということ、これにひつかつたら法人格付与で
きないという要件になつてゐること。

それと、一たん法人格を付与された団体でも、
例えば自然保護で頑張りつゝすれば、当然それは
政治に行き着きます。選挙にも行き着きます。本
当に自然保護を徹底するためには、そこまで行か
なければならぬことが多いんじゃないでしょうか。
うか。そういうときに、そういうことをたまたま
やつた。主目的じゃないと思ふんです。たまた
ま、自分の目的とする理念を貫徹するために選
挙もやらざるを得ないこともあるでしょう。そう
したときに、この条文が発動されることによつ
て、例えば、認証をした所轄庁から調査が入る、
立ち入りも入る、そしてやめろというので改善命
令が出る、改善命令を守らないでなおかつ自分の
目的を貫徹しようとして活動をする、取り消しもさ
れる、罰金もある。そういうふうな、法人格その
ものの、まあ言つてみれば、基本が取り壊されて
しまふことになつてゐるからではないかと思ふ。

労働組合法その他の準則主義でつくられてゐる
法人は、こういうのはないんです。そういうおそ
れを感じることがない、こういう条文はない方がい
いんだろという指摘をしてゐるわけでありませ
うが、その辺について、四人の方が与党案に日本共
産党も賛成してほしいというお気持ちであるかと

思ふんですが、そういう不安に対して、山本さ
ん、松原さん、中西さん、伊藤さん、どうかとい
うことを端的に御意見を聞かせたい。

○山本公述人 ありがとうございます。

先ほどの認証の問題については、非常に理想的
な御議論だと思ひまして、それは非常に同感を持
つわけでございまして、やはり現実問題として、
今の段階では与党三党、民主党の修正案というこ
とで妥協だと思つてゐるわけであらう。

二つ目の問題につきまして、政治活動でござい
ますけれども、これは先ほど申し上げましたとお
り、欧米等においてはこれが大衆議論になつてお
るわけでありまして、例示としてお使いになつた
環境の問題、環境についてそれを保護するために
一生懸命活動をする法人が政党活動に行き着くだ
らう、これはそういう場合もあるかもしれませ
んけれども、それは、まさに個人がその法人の外で
個人として行ふべき活動でなかつたかと思つた
わけでありまして、その法人自体が政党と一緒に
なつて活動するということになれば、例え
ば、他の問題についてもこの法人は取り組むわけ
でもございまして、非常に複雑な関係になるん
ではなかつたかと思ひます。

そういう意味では、狭義の政治活動はやはり
行ふべきではないというのが私の立場でございま
す。

○松原公述人 基本的には、今、山本正さんが
おっしゃつたとおりですが、あとつけ加えるなら
ば、どういふ形でも法律ができた場合には、施行
の段階、それから運用の段階においていろいろ
と、行政と市民活動、また市民活動と市民活動、
市民活動と市民、いろいろなトラブル、問題が発
生してくるだらうと思つてゐます。

ただ、そのトラブルを十分乗り越えていくも
のだ、また、トラブルが発生したときにそれを乗
り越えていく努力がより市民活動を強くしていく
というふうには私は思つております。そのために
は、やはりまるつきりトラブルさえも起こさない
状況よりも、一歩進めて、その状況を次に乗り越

えていくという課題をはつきりしていくというこ
とが必要かと思つてゐます。

そういう意味で、ぜひこの国会でこの法案を通
していただきたい。与党三党案と民主党案を通し
ていただきたいと思つております。

○中西公述人 我々福祉団体でも、例えば介護保
険問題などを議論する場合には、政治問題に波及
して考えなきやいな状況というのとは出てきま
す。そういう意味では認証問題にかかわつてく
るとも言えるわけですが、今後、法人格を付
与された団体についての取り消し問題とかそうい
う問題については、非常に市民の監視が必要な問
題だと思ひます。

やはりそういうときにも、共産党の皆さんがそ
ういう意味での監視という意味で、我々の団体が
主たる活動が福祉活動であるということ認定さ
れるならば、それをこの市民活動法人法案の中
でも有効に機能できるように状況に導いていただ
くように、今後の審議の中でこういう問題が取り上
げられたときに、我々の主たる活動が遂行できる
ような形のものにつくつていっていただきたいと
いうふうに思ひます。

○伊藤公述人 基本的には非営利団体、NPOとい
うものは、シングルイシューという言い方をしま
すが、目的がかなり明確に定められた活動をして
おります。その理想とする一つの目的を実現する
に当たつて、自主的な事業を行つたり、さまざま
な活動をするわけですが、その中の一つとして、
政策提言あるいは政治活動に近い活動をするケ
ースがあると思ひます。しかし、これはあくまで一
つのその団体のイシューで考へておられますので、
例えば総合的に政策を考へ、政治を動かすような
提言をしていくわけではございません。

そういう意味では、今現在の与党案に示され
てゐる範囲で、その点に關しましてはそんなに
大きな問題はないというふうには私は理解してお
ります。

○木島委員 終わりますが、私は、必ず非営利活
動を徹底すると政治活動に行き着くとか、政治活

動を専らにすべきだとか、そんなこと、全く言っているわけではありません。しかし、たまたま目的遂行のための活動の一環としてそういうことがあったときに、この与党案の中には、それをとらえて運用が悪くなるとチェックされるおそれがある、そんな条文はない方がいいだろうという立場で申し上げていることを御理解いただいて、終わります。

○伊藤委員長 次に、辻元清美君。

○辻元委員 社会民主党・市民連合の辻元清美と申します。きょうは本場に長い時間になりますけれども、公述人の皆さん、そして傍聴の方々もたくさん見えています。それぞれの活動で、多分御苦労が多かった方がここに集まっていられっしやるんではないかというふうに思います。

私も、ピースボートという民間の国際交流の団体を二十二歳のときにつくりました。それから去年の十月までですから、三十六歳までその活動をやってきまして、実は、多分、この国会に来てなかったらあそこ座っているというふうに私は思うわけなんです。そういう立場で、何人かの方に質問させていただきたいと思えます。

やはりやっていく中で苦しかったのは、社会的信用がないということと資金の面でした。これはもう正直な、皆さんの気持ちと同じだと思えます。

社会的信用という面で申しますと、私たちが外国に国際交流で出ていく折にいろいろな各種団体や国と契約を結ぶ折に、だれが結ぶねんというところで、いやこの団体で、じゃ、おたくの法的なステータスは何ですかと聞かれたときに、うん、じゃ私たちの連名でどうでしょうかと言ったら、あなた何者なの、いや私はまあこの職員をやっております、じゃ、どういう所得でどうなっていますかと言われても、うっという感じで、非常に厳しい局面があつてました。

それから、そういうボランティア団体や、ボランティアという言葉は私は無償性という言葉を使っていて、自発的な意思で働く人

の集団という意味で使っておりますけれども、そういうところで働きたい、就職はせずに自分の活動として働きたいというときに、御両親の方とかが、ちよつとやめとけ、何かわけわからへん、何でもいから株式会社でついても、親も、ああ就職したんかと言ふんですけれども、なかったら、何やねん、それはいいので、よく私は、自分たちの活動を一緒にやっている後輩たちのお父さん、お母さんに活動の趣旨を延々と説明したり、家まで行ったとか、そういう経験もござい

ます。ですから、一つは、やはりそういう活動を続けてきた人たちがもつと伸び伸びと、そして、そういうところで働きたいという人がふえるということが一つ。

それから、やはり資金の面でですね。これは後で税のことも皆さんの率直な御意見を伺いたいたすが、私も活動してきて、半分以上はお金を回していたと言つても過言ではないと思えます。ただ、私たちの場合は、寄附もありましたが、事業なども行いまして、それで賄ってきた団体だったわけなんです、非常に厳しい状況にあることは認識しております。

そういう中で、今回十月にこの永田町にやってきまして、この法案の担当者になりました。その中で苦しいことはいっぱいありました。見たときに、え、こんなでいいんかいなというところ、は、できるだけ各党の方々と協議しながら改善したいなと思つてきました。その中で皆さんの意見を聞きたいところが「管理」というところ、まずそこについて聞きたいと思えます。私が担当してきましては与党案ですので、これについて伺いたいと思えます。

当初、いろいろなことが皆さんからも御意見が寄せられたんですね。それをこの審議の過程でも改善といいますが、変えていこう、修正していこうという意見も今出ております。その点を幾つか御紹介しながら、これでどうかなという意見を伺いたいと思えます。いや、これでもまだまだや

で、こんなでは困るで、管理的やないかとおっしゃるのか、ここまで来たらまあまあかなとか、いろいろな御意見があると思えますので、何人かの方に伺いたいと思えます。

まず一つは、文書主義でいこうというのを確認してあります。申請の折も、おいおいちよつと、一々何やかや言われるのではなくて、この法案に書かれているものの提出によって判断をしていただくという、文書主義を貫いていきたいというふうに今思っております。

あと例えば、いろいろな点で御批判が多かったと思うのですが、名簿の提出については、社員の名簿の提出はなくてもいいんじゃないかという話が出た、審議されております。

それから、万一不認証になった場合、おたくあきませんで決まった場合は、その理由をしつかり文書で所轄庁が交付をする。してもらわないと困る。あかんでと言われただけで、お役所へ行ってよくあるのは、私も何回もそういうことがありました。これは何の理由でおたく文句言うてはるんですかと聞いたら、理由は言えないけれどもあきません。それじゃだめです。文書を出せというふうにした方がいいんじゃないかと、それから、所管大臣に意見を聞くことができる。別に聞かぬでもいいのではないかと、こういふのは要らぬのではないかと、審議も今なされております。

それとか、あと、私も引き継ぎまして、立入検査なんという文字を見ただけで、そんなものあるのかなというふうに思いました。それで、いろいろな各党の方とも協議を重ねまして、万一そのような事態に及ぶ場合も、これは文書でしっかり理由を提示、希望する団体には交付をして、きつちりと理由を説明してからでないと行わない。その場合も、相当な疑いがあるという「相当な」という文言を入れることによりまして、さらに、いいかげんな気持ちではやっていただいたくない、そういう気持ちで込めてみた。

それから、この中の方からも指摘をいただいていた申し出事項という、四十四条というのがありました。あそこは疑わしいと言われたら、役所は早速行つて検査しなければいけない。何かこれは、それぞれの運動団体同士をチェックし合うような、いい意味で言えば情報開示かもしれないけれども、何かお互いを相互監視するような、こんなのは要らぬのではないかと、この審議を今続けているわけなんです。等々、私が引き継いでから十七カ所、いろいろな協議を重ね、変更もしくは削除等の修正をなされようとしているのが今の現状なんです。

そこで、これでもどうなんだという率直な御意見をお二人の方に伺いたいと思えます。

といいますのは、私は、その二人の人のファクスが一番怖かった。この中にも、たかさんの要望をいただくんですけれども、これでもあかん、これでもあかん、とどんどんファクスが来る。それで、市民団体の人に集まってもらつては、これではどうですかと聞きながら、与党案というのは、自民党、社民党、さきがけ、そして後半は民主党の方々とも意見交換をしてまいりました。

その中で一番怖かったファクスの松原さん。あなたのファクスはいつもずらずらと長いんですね。これでも管理法だと来るわけですよ。松原さんからごらんになりまして、シリーズでは十何カ所、いろいろな要望を出しておられましたけれども、現段階で率直な御意見、いかがでしょうか。

○松原公述人 シーズでは、与党案が出た段階で十項目にわたる修正要望等をつくりまして出してきました。そのうち五項目はほぼ達成できた、四項目も実質的にはとれると思つています。一項目、役所の監督というのがどうしても残りましたが、しかし、与党案は出たら修正できないという話もあった中で、ここまで修正ができたということに関しては、私としては非常に高く評価しています。

したがって、今この段階でこの法案をどうしてもあかん、辻元先生が出てくるとどうしても大阪

弁になるのですけれども、あかんと張り合おうものではなく、たまたまというふうな考えております。むしろ、積極的につくっていただきたいと思います。

○辻元委員 非常に細かいいろいろな提言をいただきました。例えば簿記の原則で複式というのになつておるのですけれども、小さい団体は一々複式簿記をつけていられないというので、それぞれ団体に合った簿記でいいのだというふうな審議も今この委員会ではなされてるわけですが、私もその方向に賛成しているわけなんです。が、そういうのをいろいろお寄せいただきました。

政治の話も私ひっかかっているところでした。最初からひっかかっておりました。ただ、ここまではっきりと、主義は、この際はそういう主義を主張する団体でやっていた。先ほどからお話もありましたが、施策というところで申し上げれば、それは法律を活用していただいて結構である。政党という話が出ましたが、政党にはたくさん政策があるでしょう。

先ほど話が出ていましたけれども、例えば自然保護のグムの問題についてどうやねんと言ったとき、それはこの人らとできるけれども、ほかのことは、そこまであんならややつていける政党の政策全部はバックアップしませんが、そういう団体の方が多いです。現状から見たら、そういう意味では、いろいろな政策提言をここに議員の方、各個人の方、団体の方から受けていらつしやうと思つておられます。それは非常に大事なことであるというふうな思つておられます。それを一切規制しているわけではないというので、私もこれならいけるかなというふうな思つて、今回、与党案成立というのに向けて努力を重ねていける次第なんです。

そういうこともつけ加えて、高比良さんにちよつとお伺いしたいのですが、税のことはちよつとお伺いして、それ以外の、高比良さんとか、管理も緩くせなあかんとたくさん

の厳しい意見をちよつといたしましたが、今のところいかがでしょうか。

○高比良公述人 最初から私も申し上げていように、今回、特別法という法律のある法律であるという前提でありますから、対象団体が何項目ふえるかという努力は努力として、それ自体が境界があるというふうな思つております。

あえて私たちがその上に、後半の方に「不特定かつ多数」という言葉が二重にのつていて、これは、どうしてもひっかかって仕方がない。

それは、例えば私たちの分野でいいますと、鑑賞するという場合でも、今、単に鑑賞するだけの目的というだけではない、いろいろな多様な形態があります。例えば古典芸能、三曲とか筑前琵琶、あるいはオーケストラのようなクラシック、こういった分野というものは、ほつておいてお客さんが集まるわけではないのだから、いわゆる会員制をして、何とか古典芸能を守つていこう、そういう努力をしていこうという活動。そして、それを通じて古典芸能の発展を公共的に考えているという考え方で活動しているだけども、下手をするとか、会員制だったからこれは基本的に除外されるよみたいなことにならないだろうかという危惧の方が我々としては非常に心配される。この点についてはぜひ御検討いただきたいと思います。

もちろん、NPO活動というのは公共の利益に資するという基本があるわけですから、いわゆるその会員のなかの利益のためにやっていると、いふ場合には問題があるかもしれない、いろいろな多様な形態がある公共的活動、会員制を土台にしてやっています。例えば子供を育てるために鑑賞するという活動もそうなんです。そういうことをきめ細かに御検討いただこうというところが、この「不特定」ですばつと切られることが大変心配だ、そういうふうな思つております。

○辻元委員 今の御意見は貴重な御意見として承りました。さて、もう一つ、今度は新進黨案について御質

問したいと思うのですが、私はちよつとひっかかっているところがありまして、新進黨案の中に、最初に五十万円の財産が要するという項目があるんですね。といふことは、自分が団体を起こす折にお金をどうするかというところは、これは市民団体をつくるための一つの大きなネックになります。具体的なネックになるわけですね。果たしてこの条件について皆さんがどのようにお考えなのか。

五十万円といふたら、だれでもわかるけれども百万円の半分なんです。私らつくったときも、やはり一人五千円とかで十人、二十人とちよつとずつ集めてやるわけなんですけれども、それでできた事務所を借りたなどと思ひながら、最初はだれか個人の宅に電話を一本引いて、名前をつけて、そしてスタートしていく。えつちらおつちらして、たくさんの方々の御理解をいただいたらやつと事務所が持てるかなというのが現状だと思つております。

そういう意味で、三名の方、国際交流分野で山本さん、そして文化でもう一度高比良さん、福祉というところで中西さん、それぞれの活動、大きな団体もあれば小さな団体もある中で、この条文に對してどのようなお考えをお持ちか。現状と照らし合わせて御意見を伺いたいと思ひます。

○山本公述人 御存じのとおり、財団法人の申請のときは約三億円ぐらい要しますが、それに比べれば随分安いといふことはあります。正直言つて私、どういふ趣旨で五十万円が入つてくるのかよくわからなくて、来る前に勉強しようと思つて、できなかったことの一つなんです。余り意味がないのではないかと思ひます。それは、やはり受ける気持ちとしては、何か規制しようという精神が、五十万円といふとばかにならぬ金額でございまして、そういうものはない方がいいのではないかと思ひます。

○高比良公述人 これは安ければ安いほどいいと私も思つてはいます。ただ、文化団体の場合には、やむを得ず営利法人、いわゆる有限会社とか

株式会社を冠として持つてNPO活動をしているという団体が結構多いのですから、有限会社の三百万に比べればかなり安いかなというふうに見ている面もあります。

○中西公述人 確かに五十万円というのは安くしていただいているとは思ひますけれども、ただ、我々福祉団体の中には、発足時にはその五十万円も運営資金として即使したいという団体が多いわけですね。特にそういう団体の公的認知が高くなつて運営がやりやすくなつていくというメリットもあると思ひます。ですから、もしもこういうものが不要であればない方がよいだろう。やはり、こういう入り口での入金をまづしなければいけないといふことは、市民活動がある意味で規制するものになつていくだろうというふうに思ひます。

○辻元委員 それではもう一点なんですけれども、税の優遇措置というが、税金のあり方についての見直しという議論が先ほどからも出ております。

十年ほど前だったと思うのですが、私はある雑誌でNPOという言葉を知りました。それはアメリカのNPOのシステムについての解説だったのです。ある人が私にそれを示して、あなたのやつていことはこれと違ふかと言われたのです。へえ、これは何やろうというので読んだ。そのとき、いいなと思ひました。確かにこういうシステムがあつたらいいな、ああそうか、アメリカでは法人格も取れるのか、優遇措置もあるのかと。

ところが、よく吟味していくと、確かに法人格は準則で取れるわけなんです。アメリカも税金の優遇を受ける場合には非常に厳しい規制があるといふことをそのとき理解いたしました。ああそうかといふふうな思ひました。それは、今まで実際に議論されている民法の三十四条を含め、民法をどう見直していくかという方向にもつながる話だと思ひます。そういう意味で、私はその雑誌が

自分のNPOの原点になっていますので、民法の見直しも含めてこれから努力していきたいと思うのです。

ただ、この永田町にやってきて思うのは、現実的とは何かということの戦いになるわけなんです。いいことを言っても通らへんというのが、実際にそういう感想を持つときが多々あります。というの、ここにはやはり衆議院で五百名の全国からの代表者、いろいろな価値の代表者が来ていらつしやる。そして、その人たちが議論を進めていくときに、自分の言分ばかり言っているものもなかなか現実的にならないということで、今回私は与案をさまざまな方と議論していく中で、その壁を感じながらも、一つずつ乗り越えたいと思っています。ここまですべてきたわけなんです。

そういう意味で今、税の優遇措置だけでは無いと思います、広範な見直し。税という言葉はいじるときには、この委員会だけではなく、さらにNPOに関心ある人だけではなくて、すべての税の体系を見定めつつ前進もしくは変革をしていかないとできないということもよく学びました。そういう意味で、私はただ単に、軽率に、こうしたらいい、ああしたらいいということを言うのはなかなか難しいなということも実感として持ちながら、しかし、私が雑誌で読んだあのときのよう、に、たくさんのお金を出した団体が、税金がかかるからいいからといってたくさん寄付を出すと、かそれに對してもいいなというふうに思った気持ちには忘れたくないと思うのです。

そういうところでちよつと山本さんに質問なんです。山本さんは特増を持っています。さつきおっしゃったように、それでも厳しいです。すとおっしゃいましたね。その現状を聞いて、ああそうなのかなというふうに思ったのですが、ちよつとそこをもう少しお聞きしたいなと思ひまして。

○山本公述人 私ども、財団法人になりましたのは七三年なんです。一九七三年。そのころからずっと寄附免税について叫んでおりまして、取り

ましたのは一九八八年でございす。当時は国際交流寄附免税というもので、そのほか試験研究法人なんかと一緒に特増になったわけなんですけれども、本当に血みどろの戦いでございまして、トラック一台分ぐらいの資料を用意して出して、しかもそのとき審査してくださる担当者はいくつかの世界について何も知らないわけなんです。しかも、その方は二年ぐらいたってやめられるわけなんです。そうすると、ものもくもくあつてまた始まるわけなんです。そのプロセスがずっと続いたわけなんです。

それで、あるところで国際交流が大事だというのがありまして、時流に乗りまして、実は議員先生方に御協力いただいた形で取れたわけなんです。二年ごとの更新でございまして、更新と申しますけれども、私のメモに書きまして、更新と申す、実質的には再申請です。私も、これまでに、八八年です。六回です。私ども、やっているわけなんです。三人ぐらいたってのスタッフが四カ月ぐらいたって資料をつくるというプロセスを経ています。

これとても、なぜもう一度説明しなくちゃいけないかという思いがあるわけですね。それほど私どももやっている実績がめっちゃくちゃな文句を言ひませぬけれども、まじめにやっています。もうりでございすから、そういう意味では、なぜこんなことをやらなくちゃいけないか、同じ時間があるならもうちよつと活動もできるのにと、う思いは非常に強いです。

もう一つだけ申し上げておきたいのは、ある意味では一種の神話があると思ひます。特増があつたらじやらと金が入ってくるというふうな印象をお持ちの方があつたかもしないです。これは金と違ふと思うのです。やはり同じ努力が必要で、多分特増があることで一番大きいのは、少なくとも企業のアドが割にあきやすい。そこからは同じプロセスです。ですから、その意味では、今度のこのNPO法案をめぐって、市民活動法に基づく法人についても同じようなことが言えるんじゃないかと思ひます。そこをこのとこ

ろは誤解のないように、ぜひお願いしたいと思ひます。

○辻元委員 もうそろそろ時間が来たので終りますが、私は税のシステムについて、二年以内に結論を得て検討して、三年後からはその検討を踏まえて見直していくということができないかなというふうに思ひます。それと、見直しの折には、私が気になっている十一項目で、これはもう本当に大部分の方々に入っていただけだと思ひます。今やっておりますが、万一そこで大きな障害が出てくるようなことがあれば、提案者としてそこについて三年後にはきちんと言ひます。そういう気持ちで今ここに臨んでおります。ぜひそのときには皆さんの御協力というか、一緒に見直していくという、そういう決意を込めたいと思ひます。

でも、二年後、三年後といつたら私が国会議員でいるかどうかかわりませんが、自分が議員じゃなくても、後ろかそこかわりませんけれども、この問題については議員であるなしにかかわらずやっています。思ひます。最後、そういうことを申し上げさせていただきます。質問を終わりたいと思ひます。

○伊藤委員長 次に、奥田敬和君。
○奥田敬和委員 太陽党の奥田敬和でございす。先ほど来、公述人の皆さん、大変御苦勞さまでございす。時間がおくれておりますので、私は簡潔にお話を続けさせていただきます。この法案の審議に当たりまして、私は感心したのですけれども、本当に議員間、党派を超えて真剣に、熱心に討議が続きまして、それで、大体それだけの共通の項が浮き上がってきたわけでありまして、私は、先ほど来公述人各位の御意見を聞いておきながら、ほぼ集約された方向に向かっている、来るべき市民社会が大きく変わっていくことをこの法案によって私は期待しております。

れども、確かに議員間の審議も、先ほど来の公述人の皆さんのこの法案に対する大きな期待がひしひしと伝わってまいりました。たしか横川さんじやなかったかと思ひますけれども、私たちは五十年間この日のために辛抱してきたんだ、だから超党派でしっかりと互いにまとめてほしいという御意見であつたように思ひます。私は全く同感です。

この法案、何とかしてそういう御期待に沿うような形で生かされないものかなということ、私も、委員会質疑の中でも、提案者、それぞれ三党ありますけれども、何かみんな目指す山は一緒だという形の中で共通項が生まれてきたということとを大変喜んでおるわけでありす。

山本公述人は、大変長い間、国際交流のそういう分野で草分け的に頑張つてこられました。特に、NGO組織で、西欧諸国の先駆的な役割に對して歯がゆい思いを随分なさつてきた経験がありなんだろうと思ひます。

そういうことで、代表してお聞きしますけれども、山本公述人のパンフレットの中にも、いわゆる認証手続をできるだけ垣根を低くしろ、これはほぼ目的が達せられる方向にきているんじゃないかと思ひます。しかし、あなたが懸念される、官の下請というか、そういう形になるという形はこれはおもしろくないし、また、このNPO法案のそれぞれの団体が目指す方向と使命感とも申しますか、そういう形とやをできるだけ少なくしていくという形で、これもどうですか、あなたのお考えの中では、やはり歯どめに、みんな工夫して努力してきた結果が大体来ているんじゃないかと思ひます。この点についての御意見もちよつとお聞きしたい。

そして、やはり将来スウェーデンやデンマークのように、ある程度公的な形での協力、資金供与をするときには、みんなNPOの団体が、例えば二〇%ぐらいの基金は自己調達するとか、あるい

は自己責任、情報公開、そういうのは非常に透明性を持っておりまして、自己責任がやはり明確化されないという形はいけません。この辺の点についてはいささか対応を、他国のNPOは、NGO諸団体は整えておられると思うんですけども、そういった面において、山本さんの今までの経験からいったような御意見。

そして、やはりこれはあなたが主張されているのかどうか、活動の形で法違反の際に認証取り消しなんかの場合には、やはりこれは認証権者がやるんじやなくて、裁判によってきちりした方がいいんじやなからうかというような形の御意見があるわけですが、私もそれが妥当じやなからうか。これは特に、この質疑の中で共産党さんがえらく強く主張された経緯がありますけれども、私も、これはNPOの形からいって、法案の趣旨からいって、また団体の果たすべき役割からいって、認証取り消し等々がある場合は裁判所がやるのが妥当じやなからうかという思いを強くしております。

その点について、山本さん、ちよつと御意見ありまして聞かせてくれませんか。

○山本公述人 大ベテランの奥田議員から大変温かいお言葉をちょうだいいたしまして、感激いたしております。

認証の問題についてでございますけれども、私の感想は、よくここまで来たなということでございます。

ただし、今までの公益法人に対する官の介入というか監督ぶりから考えると、これは実施の段階において生易しくないな。その意味では、なるべくそういう介入というか監督等の、しかもその恣意的な形で介入がないようにできるだけしていただきたいというのが希望でございますし、法律ができた後も、議員各位のこの点についての御関心をぜひ保ち続けていただきたいというふうに思っております。

それで、奥田議員のおっしゃいますNPOサイドのアカウンタビリティー、自己責任でございます

すけれども、全く御指摘のとおりでございますし、私も先ほどちよつと触れた点でございますが、一つには、NPOの中にもいろいろ組織ができてまいりまして、日本NPOセンターなども昨年十一月にできてまして、今週末には第一回の全国大会が行われるようなことになっておりますけれども、例えばそういった組織の中の自己管理のための活動を何らかの形でやるべきじやないか。まさに透明性の維持とか、報告書をちゃんと用意するとか、そのためにどうやったらいいかという具体的な訓練、セミナーをやるとか、そんなようなことをやらなくちゃいけないんじやないかなと思っております。

それから、三点目の認証取り消しの問題でございますけれども、先ほど申し上げましたと同じこととございまして、やはり監督官庁の恣意的な介入というものを除くためには、客観的な形で、裁判所がそこにお入りになってその是非を決められるというのが正しいやり方じやなからうか。これは、そこで行けるかどうかということについてはいろいろ御議論があるのかと思っておりますけれども、基本精神としてはそういうことではなからうか。入り口は広くしていただいで、きちりした法律は守るのがNPOの役割でございますし、それは反したときにはしかるべく処理されるというのはもつともなことで思っています。

○奥田(敬)委員 わかりました。

やはりみんな口をそろえて、税制上の優遇策が盛り込まれていない。実際はこのことに期待される向きが多かったんじやないかと思っておりますけれども、しかし、二年以内の検討、そして三年でそのいった修正を含む、これは皆さん、案外附帯決議事項というように形と御一緒に考えておられるんじやないかと思っておりますが、今まで大体実現した例がないかと思っております。恐らく高比良さんならば、地方税だの、入場税ですか、あの関係で、今までいつも役人にうまく、役人もいわゆる政治家をごまかす常套手段みたいな形で、少し逃げ道

をつくってやるというような形で、努力目標として掲げるといふ手で、テクニクで来たことは実際そのとおりです。

しかし、今回のものは、やはりここまで、各党提案はそれぞれ違いますが、真剣に討議して、恐らく理念を含めて共通な広場を見つけて、そしてお互いに政党責任において、各議員間の約束事として、これは三年以内に、二年間の状況を見て、確実に税制面のそういった措置も含めて前向きに取り組もうやという形の措置は、私はやはりある程度、ちよつと普通のときと違うのだよという形で御理解願いたいと思っております。

また、そのことがやはり一つの、今度は皆さんの責任にもなってくるのは、この法案が通るといふだけで満足してはだめだと私は思うのです。今、確かに税制の問題の点もございまして、

も、やはりこれだけの機運が盛り上がった以上、各党間で恐らく超党派の、NPO法案の今後ますます内容充実に向けての超党派の議員連盟は必ずできると私は思います。新しい市民社会ということに、世代的、私が年寄りという意味からいうと、諸君たちの本当に花咲く時代というものは、この法案が非常に大きな役割を持っていると私は思いますから、超党派の議員連盟は必ずできます。ですから、皆さんの団体との横の連携の対話を常にこの二年間、間断なくやはり行って、定期的にやっていただくことが、この法案が本格的に皆さんの期待に全面的にこたえ得る法案として花が開いていくのじやなからうかな、私はそういうぐあいに考えております。

ですから、超党派でそういった形の議員連盟が、まだ架空のものです、対応して、皆さん方もそれぞれの諸団体の御意見の中で、いろいろな御意見の差があるかもしれないですけども、できるだけ共通項を求めて、共通理念のもとで頑張っていたいただけるような方向で努力していただきたいということを私は思います。

代表して山本さん、そういう形でもし議員連盟

ができたら、皆さん方も対応して、諸団体のまとめ役として頑張っていただけですか。

○山本公述人 ありがとうございます。

全く、そういった超党派の議員連盟ができることが非常に大事だと思います。実際のこの法律の施行についてもいろいろな問題が出てくると思

ますし、それから、ましてや附帯条項的な意味での税制についての御検討、これもそういった中でぜひお願いしたいと思っております。

私が代表とかなんとかということではなくて、実際問題、NPOの幾つかの固まりが出てきておりまして、シーズとか日本NPOセンター、NGO活動推進センター、いろいろございまして。そういったところが手を携えて、議員先生皆様と一緒にやらせていただくことができれば大変幸いだと思います。

どうもありがとうございます。

○奥田(敬)委員 時間が余っていますが、終わります。

○伊藤委員長 これにて公述人に対する質疑は終了いたしました。

公述人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。これにて公聴会は散会いたします。

午後零時十三分散会

平成九年六月二十日印刷

平成九年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇